



International  
**Red Cross** 2010  
赤十字の国際活動 2010



人間を救うのは、人間だ。Together for humanity



## 国際赤十字・赤新月運動の基本原則

### The Fundamental Principles of the International Red Cross and Red Crescent Movement

#### 人道 Humanity

国際赤十字・赤新月運動(以下、赤十字・赤新月)は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月は、すべての国民間の相互理解、友情、協力、及び堅固な平和を助長する。

#### 公平 Impartiality

赤十字・赤新月は、国籍・人種・宗教・社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

#### 中立 Neutrality

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的・人種的・宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

#### 独立 Independence

赤十字・赤新月は独立である。各国赤十字社・赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるよう、その自主性を保たなければならない。

#### 奉仕 Voluntary Service

赤十字・赤新月は利益を求めない奉仕的救護組織である。

#### 単一 Unity

いかなる国にもただ一つの赤十字社・赤新月社しかありえない。赤十字社・赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行なわなければならない。

#### 世界性 Universality

赤十字・赤新月は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社・赤新月社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

国際赤十字・赤新月運動の基本原則は、第20回赤十字国際会議(1965年、於ウィーン)において宣言された。この原文では文中の主語が「赤十字は」となっていたが、第25回赤十字国際会議(1986年、於ジュネーブ)でこれを「国際赤十字・赤新月運動は」と改訂し、現在の基本原則が採択された。

## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。



# Contents



## 5 ■ 国際赤十字・赤新月運動のしくみ

1. 赤十字のなりたち
2. 国際赤十字・赤新月運動とは
3. 国際赤十字・赤新月運動の3つの特徴

## 8 ■ 赤十字の国際活動

### 9 ■ 日本赤十字社の国際活動

- 日本赤十字社の国際活動の使命（ミッション）
- 最優先事業の骨子

## 10 ■ 武力紛争と赤十字

1. 赤十字の取り組み
  - 保護活動
  - 救援活動
  - 予防活動
2. 日本赤十字社の活動

## 14 ■ 災害と赤十字

1. 赤十字の取り組み
  - 緊急救援
  - 復興支援
2. 日本赤十字社の活動
  - 緊急救援—中国大地震
  - 緊急救援—ジンバブエ・コレラ禍
  - 復興支援—スマトラ島沖地震・津波災害
  - ベトナム災害対策・マングローブ植林事業

## 20 ■ 保健衛生と赤十字

1. 赤十字の取り組み
2. 日本赤十字社の活動
  - HIV・エイズ対策—インドネシア
  - 救急法等講習普及事業—東ティモール、カンボジア、ミャンマー
  - 地域保健強化事業—ケニア

## 24 ■ 赤十字と国際人道法

1. 国際人道法
2. 適用範囲
3. ジュネーブ条約の主な内容

## 26 ■ 離散家族支援

1. 安否調査
2. 赤十字通信
3. 家族の絆を回復するためのネットワークづくり
4. 日本赤十字社の取り組み

## 28 ■ 世界で活躍する人材の育成

1. 国際活動を担う人材の育成
2. 国際活動への派遣について

## 29 ■ その他の国際活動

1. 在サハリン韓国人支援事業
2. アジア各国における安全な血液の確保のために—血液事業
3. 未来を担う青少年のために—青少年育成事業
4. 世界に広がる赤十字のネットワークを生かして—本社・支部・施設における国際交流

## 32 ■ 数字で見る日本赤十字社の国際活動

## 35 ■ 数字で見る国際赤十字

数字で見る国際赤十字：財源確保と会計システム

1. 赤十字国際委員会(ICRC)
2. 国際赤十字・赤新月社連盟(連盟)
3. 各国赤十字社・赤新月社

## 38 ■ 赤十字社・赤新月社一覧

## 国際赤十字・赤新月運動のしくみ



©ICRC/Ch. Von Toggenburg

### 赤十字のなりたち

赤十字は、戦争で傷ついた人々を敵味方の区別なく救うことを志したアンリー・デュナン他5人のスイス人によって、19世紀に設立されました。彼らが訴えたのは、戦争による負傷者の差別なき保護に加え、平時から救護団体を組織すること、そしてそのための国際的な条約を締結することでした。

この訴えは世界各地で共感を呼び、スイスほか

15カ国が採択した「赤十字規約」に基づき、各国に戦時救護団体が組織されました。「赤十字」と命名されたこの団体は、平時から互いに連絡を保つ体制の基礎を作りました。

それから150年を経て、現在、赤十字は世界各地の様々な人道的ニーズに応え、活動しています。

### ソルフェリーノの戦い

スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年6月、フランス・サルディニア連合軍とオーストリア軍との間で行われたイタリア統一戦争の激戦地、ソルフェリーノの近くを通りかかりました。そこで見たものは、4万人の死傷者が打ち捨てられているという悲惨な有様でした。デュナンは、すぐに町の人々や旅人達と協力して、放置されていた負傷者を教会に収容するなど懸命の救護を行いました。

デュナンは、「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救われなければならない。」との信念のもとに救護活動にあたりました。

ジュネーブに戻ったデュナンは、自ら戦争犠牲者の悲惨な状況を語り伝えるとともに、1862年11月『ソルフェリーノの思い出』という本を出版しました。この中で、

- ①戦争の負傷者と病人は敵味方の差別なく救護すること
- ②そのための救護団体を平時から各国に組織すること
- ③この目的のために国際的な条約を締結しておくことの必要性を訴えました。その結果誕生したのが赤十字なのです。





## 2 国際赤十字・赤新月運動とは

現在「赤十字」として活動する以下の3つの機関が、赤十字の理想と目的を共有するグループとして、その目的達成のために活動しています。これを「国際赤十字・赤新月運動」(国際赤十字)と呼んでいます。この3機関は、紛争時だけでなく、災害時や平時においても互いに協力しながら、世界中で人道活動を展開しています。

### 赤十字国際委員会(ICRC)

戦時救護を目的として1863年に設立された、最初の赤十字機関です。ICRCはスイスも含めた全ての国から独立しています。2009年現在、全世界で12,184人のICRC職員が活躍しています(ジュネーブ本部823人、その他の地域代表部11,361人)。

ICRCの主な任務は次のとおりです。

- 紛争時に、中立機関として犠牲者の保護と救済にあたること
- 国際赤十字・赤新月運動の基本原則\*が守られるようにすること

- 新しい赤十字社・赤新月社の承認を行うこと
- 国際人道法の研究と普及を推進し、人道法が守られるようにすること  
(\*基本原則は、P.2参照)

### 各国赤十字社・赤新月社

赤十字の理念を掲げて、各国で人道的活動をする組織です。2009年12月末現在、世界に186社(赤十字社152社、赤新月社33社、イスラエル・ダビデの赤盾社)があります。赤十字の基本原則により、1国には1つの赤十字社のみ存在します。赤新月とは、イスラム圏の国々が赤十字の代わりに用いている、赤い三日月のマークです。2006年には、ジュネーブ条約第三追加議定書の採択により、3つ目のマークとして赤いクリスタル(邦訳検討中)が採用されました。

### 赤十字の国際的なネットワーク



## 国際赤十字・赤新月社連盟(連盟)

1919年に設立された、各国の赤十字社・赤新月社の連合体です。独自の憲章を持つ独立した国際機関で、ジュネーブ本部のほか、世界60カ国以上に代表部を置いています。現在、全世界で1,806人の職員が活躍しています。(ジュネーブ本部297人、その他の地域代表部1,509人。

いずれも各国赤十字社・赤新月社から出向している職員を含む。)2009年11月にナイロビで開催された連盟総会にて、近衛忠輝日本赤十字社社長が、アジア地域出身者として初めて第15代連盟会長に選出されました。連盟の主な任務は次のとおりです。

● 各国赤十字社・赤新月社の人道的な活動を支



地震の被災地を視察する近衛連盟会長(2010年1月、ハイチ)

援・推進すること

- 各国赤十字社・赤新月社の連絡調整・研究を行うこと
- 各国赤十字社・赤新月社の設立・発展を促進すること
- 各国赤十字社・赤新月社による災害時の国際救援活動の調整をすること

# 3

## 国際赤十字・赤新月運動の3つの特徴

政府機関、国際機関、NGO(非政府組織)など、国際援助に携わる団体は数多くあります。その中で、国際赤十字・赤新月運動は以下の3つの特徴を活かした活動を世界各地で展開しています。

### 共通の理念・原則

国際赤十字・赤新月運動の基本原則やジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法など、赤十字の活動の根拠となる共通の理念・原則があります。

### ボランティアの力

全世界で9,700万人にも及ぶ赤十字のボランティアが、直接的・間接的に赤十字の活動を支えています。

### 国際的なネットワーク

およそ190ある独立国のうち、186カ国に赤十字社・赤新月社があり、さまざまな場面において、互いに連携を取り合って活動します。

### 赤十字社の承認条件

各国の赤十字社・赤新月社が正式に認められるためには、

- その国がジュネーブ条約に加入していること
  - 一つの国に一つの赤十字社あるいは赤新月社が存在し、その社を代表する本社を有していること
  - その国の政府から奉仕救護機関として正式に認められていること
  - ジュネーブ諸条約に従って、赤十字又は赤新月の名称と標章を使用すること
  - その使命と責任を効果的に果たすことができるように組織されていること
  - 人種、性別、階級、宗教、政治的意見によって、国民の参加を拒絶しないこと
- などの10項目の条件を満たしていなければなりません。



## 赤十字の国際活動



国内避難民の支援(スリランカ)

紛争や災害の背景には、政治、経済、社会、宗教、歴史、環境問題などの要因が絡み合い、その様相や被害状況は地域によって様々です。

そのため、国際活動に求められるニーズも多種多様であり、またそのニーズ自体、刻一刻と変化していきます。

そうした被災地のニーズに的確に応えるため、赤十字の国際活動は、各国赤十字社・赤新月社と、その連合体である国際赤十字・赤新月社連盟、紛争

犠牲者への支援を行う赤十字国際委員会が、相互に協力し合いながら実施しています。

それにより、事業の重複や混乱を避け、被災者が本当に必要とする支援を届けることができます。

この協力体制を築くべく、赤十字は平時から協議を重ねてきました。日本赤十字社も国際会議に積極的に参加し、国際赤十字の調整機能への協力、活動計画や方針の策定、政策決定の一端を担っています。

### セビリア合意

国際赤十字の構成機関である、各国赤十字社・赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会の活動の重複や混乱を避け、実務上の協力を円滑にするために結ばれた合意です。1997年11月、スペインのセビリアにおける赤十字・赤新月代表者会議で採択されました。

この合意に基づいて、紛争時での災害救援の際には、ICRCが救援活動の調整を行います。

ただし、災害などが発生した場合でも、当事国の赤十字社・赤新月社が独自に対応する能力を持っている場合は、国際救援に発展することはありません。また、紛争により隣国に逃れた難民については、現地の赤十字社・赤新月社に協力して救援活動を実施しています。

### 赤十字・赤新月国際会議

国際赤十字・赤新月運動の最高議決機関であるこの会議は、原則として4年ごとに開催されます。赤十字国際委員会、各国赤十字社・赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟の代表に加え、ジュネーブ条約締約国政府の代表が参加することが大きな特色となっています。会議では、各種の人道課題の討議や、ジュネーブ諸条約その他の条約の制定に向けての提言などが行われます。



赤十字・赤新月国際会議

## 日本赤十字社の国際活動



©日本赤十字社

日本赤十字社の国際活動は「日本赤十字社の国際活動の基本方針」に従って実施されています。2008年12月に改訂されたこの基本方針では、日本赤十字社の国際活動の使命(ミッション)を定めるとともに、その最優先事業を、ニーズが高く、

国民が期待し、日本赤十字社の能力を生かせる災害及び保健衛生への取り組み、並びに人道問題に対する国民の関心の喚起や「離散家族支援」の推進としました。

### 日本赤十字社の国際活動の使命 (ミッション)

**日本赤十字社の国際活動の使命は、世界最大の人道ネットワークである国際赤十字の一員として、人々の支持・共感を得ながら、災害、紛争及び健康問題など生命や暮らしを脅かす深刻な問題に苦しみながらも立ち上がろうとしている人々とともにその状態の改善に努めることである。**

#### 最優先事業の骨子

●気候変動等により多様化する災害に対応できるよう、給水衛生キットを開発するとともに国際赤十字・赤新月社連盟の枠組みの中で活動する各種の救援要員や初期調査要員を養成する。また紛争地における戦傷外科ニーズに取り組む赤十字国際委員会(ICRC)の緊急派遣にも対応する。

●国民の関心の高い大災害の場合、寄付者の期待に応え、保健医療、教育機能の再建、被災者の住居・生活再建の支援や防災対策などの分野で復興まで取り組む。

●災害の多発地域であるアジア・太平洋地域を中心に、住民参加型の災害予防事業への支援を開

発協力の主要な柱の1つとして進めていく。

●アフリカにおいて疾病の予防と健康増進にかかる住民の知識、態度、行動の改善に重点を置いた保健衛生事業への支援を行い、国連ミレニアム開発目標の課題(乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、HIV・エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止)の達成に貢献する。アフリカにおける保健衛生事業への取り組みを開発協力のもう一方の柱と位置づける。

●国際人道法等に関連した人道問題についての世論形成を行う。また日本赤十字社の各都道府県支部も巻き込みながら大規模地震対策における安否調査の実施体制を整備する。



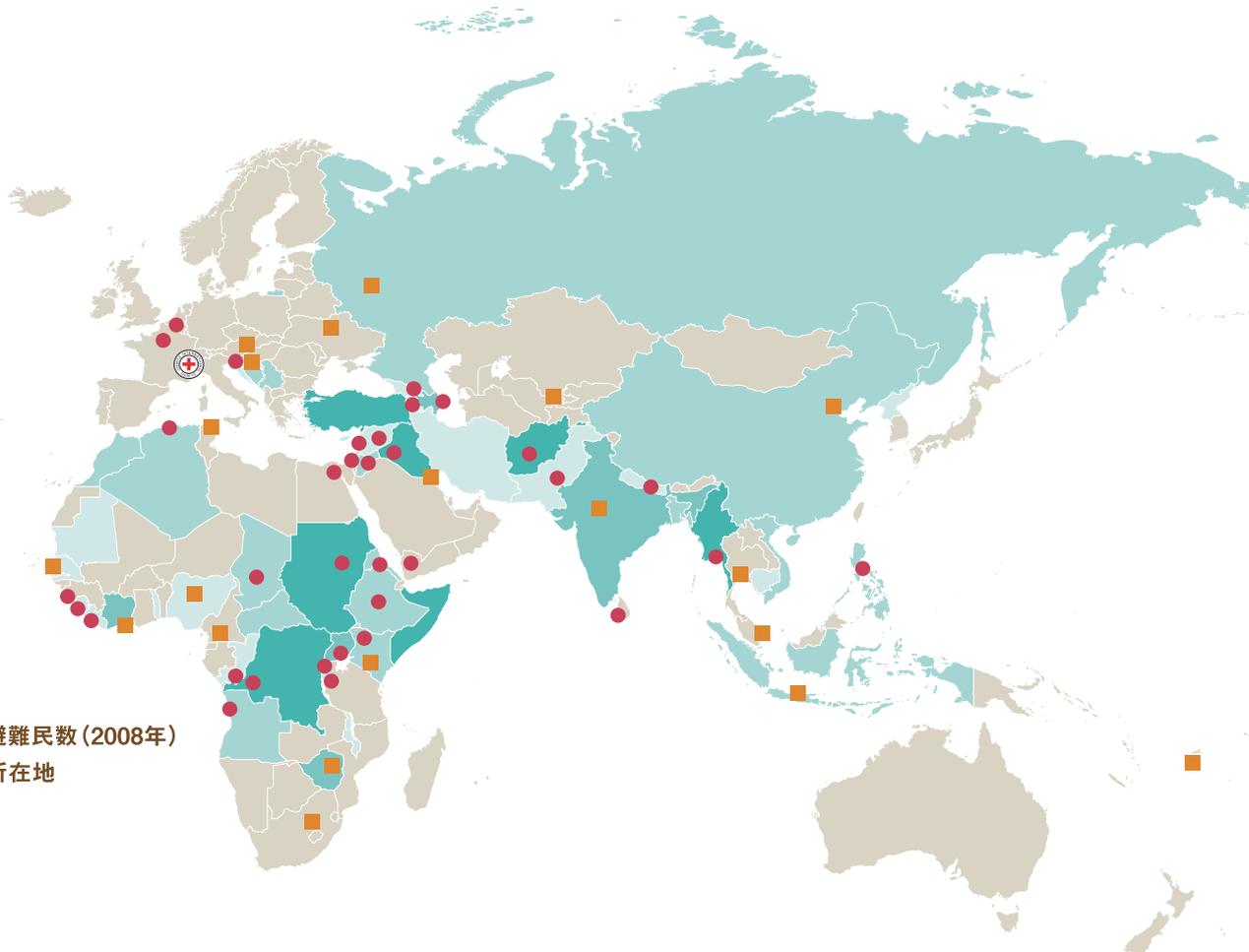
## 武力紛争と赤十字



赤十字の誕生以来、その活動の中心となってきたのは、武力紛争(紛争)における犠牲者への支援です。日本に暮らす私たちにとって、紛争は遠い国の話ととらえがちですが、アジア、中東、アフリカ、旧ソ連邦のコーカサス地方においては、依然として紛争の続く国・地域が多くあります。

住む場所を追われて国内を移動する「国内避難民」の数は、2008年の1年間で2,324万人、国外に逃れた難民の数は同じく1,376万人にのぼりました。

このような現状の中で赤十字は、紛争地で保護・救援活動を行う一方、国際人道法の普及などを通じて、紛争による犠牲者を一人でも少なくする努力を続けています。



各国の難民・国内避難民数(2008年)  
及びICRC代表部所在地

## 赤十字の取り組み

紛争地における赤十字の活動を主に担っているのが、赤十字国際委員会(ICRC)です。ICRCは、現在紛争が続いている国や地域、及び難民や国内避難民が発生している国や地域のほとんどに代表部を置いています。そしてそれらの国や地域で、活動場所となる国の赤十字社・赤新月社と協力しながら、紛争犠牲者の保護にあたっています。

紛争地における ICRC の活動は、主に①保護活動、②救援活動、③予防活動の3つに分類されます。

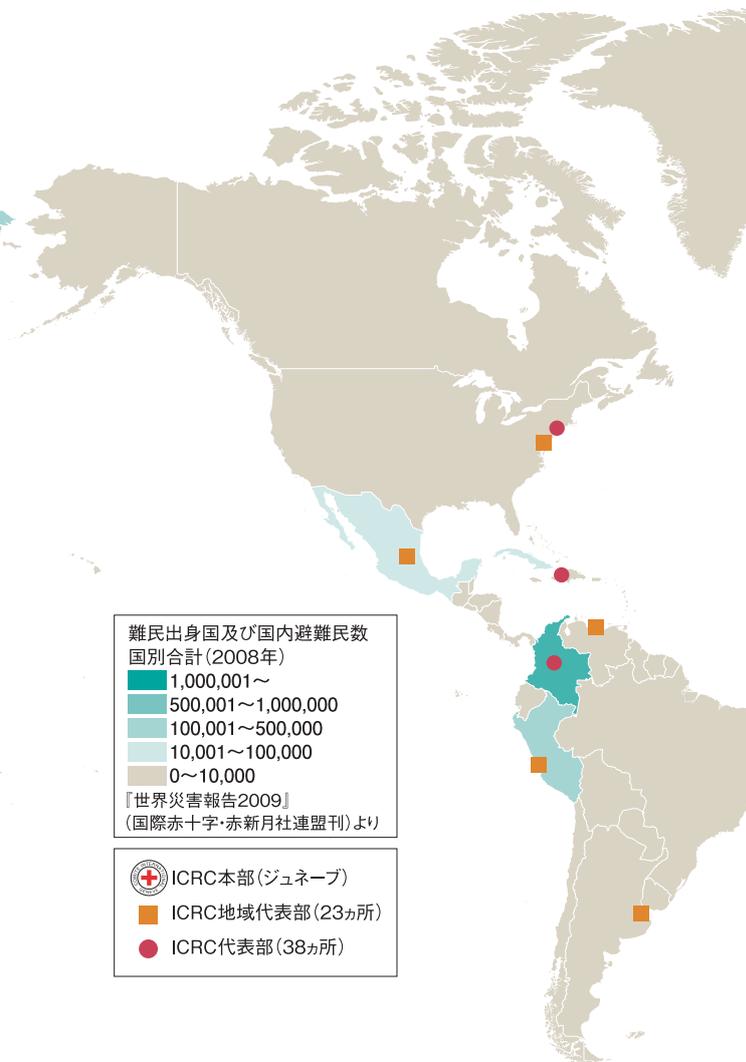
### 保護活動

敵に捕らえられた兵士や文民は、敵から非人道的な扱いを受ける可能性があることから、ICRCは

このような人々が人道的な取り扱いを受けることを確保するために、捕虜や抑留者を訪問します。その際、ICRCのスタッフは立会人なしに抑留状況を調べ、改善が必要な場合には、抑留している当局に働きかけます。ICRCがこの活動を行う権限は、国際人道法によって与えられています。2008年の1年間に、83カ国の2,387カ所の刑務所や抑留施設において、ICRCの関係者が494,540人の抑留者を訪問しました。

またICRCは紛争において離れ離れになった家族の絆を回復する活動も行っています。世界に広がる赤十字・赤新月のネットワークを駆使したICRCの活動により、2008年には32,735人が家族との再会を果たしました。

(\*離散家族支援については、P.26~27参照)



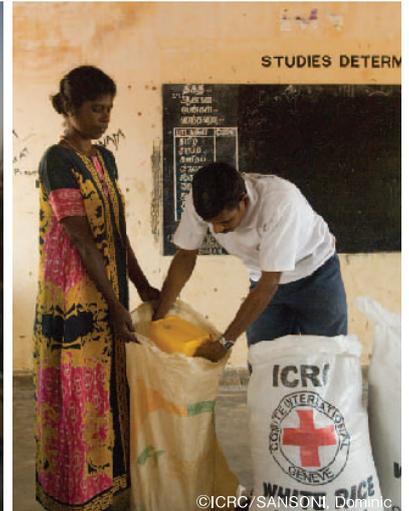
行方不明者を探すICRCのスタッフ(パキスタン)



抑留者を訪問するICRCのスタッフ(ペルー)



ICRCの救援物資を受け取る国内避難民(スーダン)



ICRCの救援物資(スリランカ)

### 救援活動

ICRCは、紛争で傷ついた一般市民などに対して救援活動を行います。敵味方の区別をしない中立機関として、救援物資の配布、医療・保健サービス、水へのアクセス、持続可能な生計を保障するための支援を提供します。

### 予防活動

ICRCは紛争が発生してからだけではなく、平時においてもいざ紛争が起きたときに被害が最小限にとどまるよう、予防活動も行っています。具体的には、戦争におけるルールである国際人道法が守られるよう、軍や当局に働きかけます。また地雷や不発弾などが紛争後にもたらす無用の苦痛を軽減するため、地雷の撤去や啓発活動、治療などの活動を行っています。(\*国際人道法については、P24~25参照)



地雷回避教育を受ける子ども(イラン)



兵士に対する国際人道法の普及活動(中央アフリカ)

**国際赤十字を構成する下記の機関も、ICRCと協力して活動を行っています。**

#### ■国際赤十字・赤新月社連盟(連盟)

連盟は、基本的には自然災害等の被災者を救護する団体です。しかし、紛争地において自然災害等が発生した場合には、ICRCや各国赤十字社・赤新月社と協力して活動を行っています。

#### ■各国赤十字社・赤新月社

紛争地で救援活動を行う能力のある各国赤十字社・赤新月社は、ICRCと協力して紛争の犠牲者の保護・救援を行っています。各社は、紛争地において救援物資の配布や医療サービス、給水サービスの提供を行うほか、国内のネットワークを活かして紛争中に行方不明になった家族の安否調査を行います。

## 2 日本赤十字社の活動

過去10年間における世界の人道危機の量的・質的な変化は、紛争地での救援活動に大きな影響を与えてきました。気候変動等の影響によって天然資源をめぐる紛争が増加し、また国家間同士の争いよりも無数の組織立たない集団が関わる武力紛争や暴力が目立ってきました。一般市民への被害や、難民・国内避難民の数は増加の傾向にあります。こうした紛争のもたらす悲惨さは、さまざまなメディアを通じて瞬時に世界に発信され、日本国民の共感を喚起します。そのような共感に最大限答えられるような日本赤十字社の国際活動が今求められています。

2008年に策定された日本赤十字社の国際活動の基本方針では、そうした世界を取り巻く情勢を踏まえ、武力紛争に対するアプローチの改善を目指しています。まず、ICRCによる戦傷外科関連の緊急派遣の要請にさらに積極的に応えられるよう、医療スタッフの派遣体制を強化します。

また、国際的な人道問題に関する関心を喚起します。特にクラスター爆弾や地雷などの国際人道法に関する問題に関して、ICRCの協力を得ながら、世論形成にイニシアティブを発揮します。また紛争や災害により離散した家族の連絡を回復するための支援体制を強化します。

### 現場からの声

名古屋第二赤十字病院国際医療救援部  
伊藤明子(看護師、アフガニスタン・ミルワイズ地域病院支援事業)

#### 紛争に苦しむ人の命を救いたい

アフガニスタンは約30年にわたり戦争や早魃などにあえいできました。その結果、保健基盤は今もなお非常に脆弱です。国連児童基金(ユニセフ)によれば、同国の妊産婦死亡率は1,800人(出生10万人あたり)と世界的にも悲惨な状況です。(日本の場合は6人。)

同国南部の都市カンダハールは、今も治安が不安定です。そこに、アフガニスタン保健省が管轄するミルワイズ病院があります。ICRCでは医師、看護師、助産師、栄養士、事務管理担当者など総勢19人のスタッフを各国赤十字社から同病院へ派遣し、医療・看護のレベルアップを目標に、地元の医療スタッフへの教育及び支援を実施しています。

私は2009年9月にICRCスタッフの看護部長として、同病院に赴任しました。日本赤十字社からは、私の他に日本赤十字社医療センター・福岡赤十字病院から計2名の看護師・助産師も派遣されています。この病院



病院運営について相談する伊藤看護師

は地域の基幹病院であるため、多くの患者さんがわらにもすがる思いで来院しています。しかし、30年にわたり紛争が続いているアフガニスタンで、医療・看護の水準を向上させるには課題が多く、長期的な支援が必要です。

現時点での医療・看護水準を上げるだけなら、ICRCが前面に出ることで可能かもしれません。しかし、将来を考えたとき、アフガニスタンの人々が自ら中心となって、医療・看護、病院運営を行い、問題解決をしていく必要があります。そのための支援なのですが、結果が出るには時間がかかり、そこに日々の葛藤もあります。しかし、よりよくするために、困難な状況下で働く医療スタッフを理解し、彼らのモチベーションを維持しながら、より多くの人々に必要な看護が提供できるように支援を続けていきたいと考えています。



病院スタッフの管理について相談する伊藤看護師



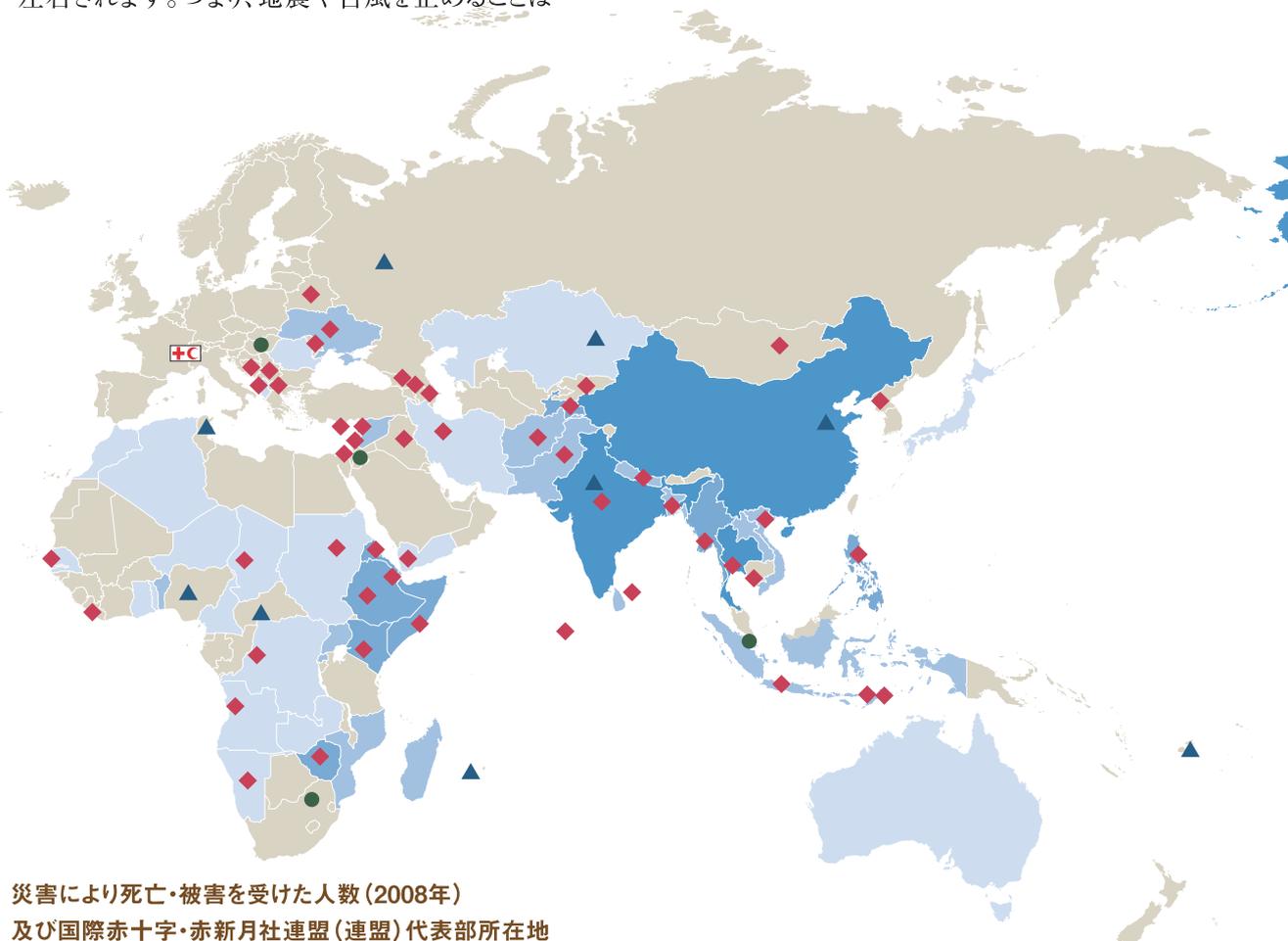
## 災害と赤十字



©日本赤十字社

地震や津波、台風や火山噴火などによって世界中で毎年多くの人々が死傷し、住まいや財産が失われています。さらに地球温暖化の影響などで災害をもたらす事象は増加傾向にあるとも言われています。このように地球規模の課題である災害ですが、その被害は、単に地震や台風など規模の大きさだけで決まるのではなく、国や地域、さらには各世帯や個人が持つ対応能力との掛け合わせによって大きく左右されます。つまり、地震や台風を止めることは

無理でも、それによって発生する被害を防ぎ軽減することは、人々の努力によって可能です。そこで赤十字では、災害発生直後の「緊急救援」から、その後続く「復興支援」、さらには平時の備えとして行う「災害対策」まで、災害対応のそれぞれの段階や地域の状況に応じて、被災者の苦痛を軽減し、地域の対応能力を高めることを通じて将来の被害を防ぐための活動を行っています。



## 赤十字の取り組み

災害の影響を最も受けやすいのは、例えばスラム街や沿岸部の低湿地帯など条件の悪い地域に住むことを余儀なくされている貧困世帯や、女性・子ども・老人など一般に社会的弱者と考えられている人々です。一方で、災害発生直後、真っ先に被災者の捜索や救援活動に取り組むのも、外国から駆けつける救援チームではなく、こうした地域に住む住民自身です。赤十字は、被災者の支援にあたり、緊急のニーズに応えるだけでなく、常に地域住民の自立や能力向上の視点に立ち、地域に根ざした活動を行います。

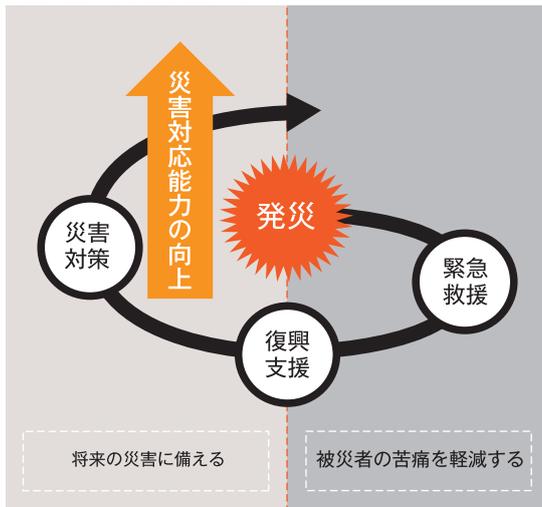
こうした地域に根ざした活動を担うのは、各国の赤十字社・赤新月社です。しかし、経済状況や災害への対応能力は国によって異なり、大規模な災害発生時は自国の能力だけでは十分な緊急救援が困難な場合もあります。

このような時、世界に186ある赤十字社は、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）と共に、その国際的なネットワークを生かして支援の必要な赤十字社・赤新月社に対して要員や物資、活動資金などを提供します。



スペイン赤十字社の給水・衛生ERU ©IFRC

### 段階に応じた災害対応のイメージ



津波直後から被災者の救助や遺体の回収に従事したインドネシア赤十字社のボランティア(インドネシア) ©日本赤十字社



## 緊急救援

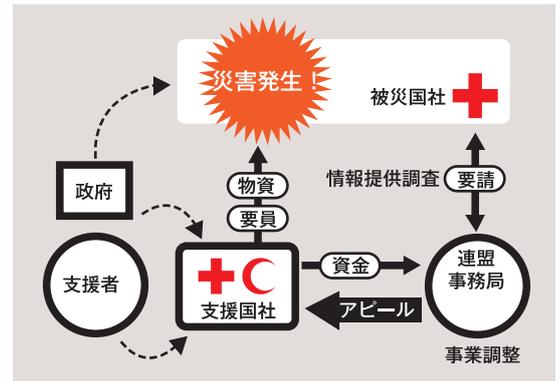
災害の発生とともに被災国の赤十字社・赤新月社と連盟は災害の状況や救援ニーズについて情報交換を重ね、状況によっては、連盟はニーズ調査チームを災害現場に派遣することもあります。そして、被災国赤十字社の対応能力を超えた国際的な支援が必要な場合、連盟は赤十字全体の災害対応計画としての「緊急救援アピール」を發表します。各国の政府や赤十字社・赤新月社は、この緊急救援アピールに対し、人、物資、資金など様々な形で被災国赤十字社・赤新月社を支援します。



救援ERU

©IFRC

## 赤十字の緊急対応の流れ



## 復興支援

大規模な災害では、緊急救援終了後も、被災者の住まいや保健衛生、将来の災害リスクなどの面で多くの支援ニーズが残され、被災者の生活や健康が将来にわたって脅かされ続けることがあります。このような場合は、緊急救援に引き続き、被災地の復興支援を行うことになります。



日本赤十字社の基礎保健ERU

©日本赤十字社

## 緊急対応ユニット (ERU)について

赤十字の調整による緊急救援システムのひとつがERU (Emergency Response Unit)です。1980年代後半から1990年代にかけておこった緊急事態、大規模災害への即応体制構築の必要性から、このユニット構想は生まれました。ERUの基本的な考え方は、以下の2点に集約されます。

- 1) 現地の社会インフラが機能しなくなる緊急事態、大規模災害の発生に備え、各国赤十字社・赤新月社が、緊急出動可能な訓練された専門家チームおよび資機材をユニットとしてあらかじめ整備しておく。
- 2) 緊急事態や大規模災害の発生後、連盟の調整の下、ERUを緊急展開し、当面1ヶ月間、他からの支援を得ることなく自己完結型のチームとして活動を行う。また、最

長4ヶ月間は活動し、活動後は連盟の調整の下、現地の赤十字社・赤新月社に活動を引き継ぐ。

被災地の多様なニーズに対応するため、ERUは主に以下に分類されています。

- ・病院ERU: 大規模手術、入院等の総合医療の実施
- ・基礎保健ERU: 緊急時の公衆衛生、診療所等の基本的な医療の実施
- ・給水・衛生ERU: 生活・病院用水の確保
- ・通信ERU: 現地での通信環境の整備
- ・ロジスティクスERU: 救援における輸送
- ・救援ERU: 救援物資の調達・保管・配布

ERUは、先進国の赤十字社を中心に整備されています。日本赤十字社も、被災地での保健医療活動を担うことができる基礎保健ERUを2001年から整備・保有し、いざというときの国際救援に備えています。

## 緊急救援における国連機関やNGOとの連携

赤十字は、災害や紛争の発生時に、国連やNGOとの緊密な連携・調整のもと、活動を展開しています。メディアが発達した今日では、災害発生の一報をきっかけに、多くの国の救援チームやNGOが被災地へ駆けつけます。そうした様々な機関の活動が互いに重複したり混乱したりしないよう、調整活動が非常に重要になってきています。

### 救援活動における国際的な基準策定への動き

救援に関わる機関やNGOの増加にとまじり、救援の費用対効果や基本的人権の確保といった視点からも、救援活動の内容について一定の国際基準が求められるようになりました。

こうした流れを受け、1994年に、主要なNGOと赤十字が協力して作成した「国際赤十字・赤新月運動及び災害救援を行う非政府組織(NGO)のための行動規範(通称:コード・オブ・コンダクト)」という人道援助(救援活動)に関する倫理規程が採択されました。また、1999年に開始された「スフィア・プロジェクト」では、食糧援助や難民キャンプ設営など、質的な標準を具体的に定めた「人道憲章と災害援助に関する最低基準」が設定されました。

今後、出来るだけ多くの救援機関が行動規範に合意・加盟し、最低基準に同意することが求められます。また、救援機関のスタッフがその具体的な実施方法について研修を受けるとともに、援助の

受益者及び寄付者の双方に対し、活動の報告をすることが求められます。

### 赤十字が中心となる自然災害時のシェルター(避難所等の住居及び生活用品)運営

自然災害の被災地や紛争地では、いくつかの主要な機関が、特定分野を担当します。栄養問題や給水・衛生問題はユニセフ(国連児童基金)、保健サービスはWHO(世界保健機関)、物資輸送はWFP(世界食糧計画)、紛争難民へのシェルターはUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)などです。しかし、自然災害時のシェルターについては、担当する機関がありませんでした。

赤十字は、これまで被災地や紛争地で積極的にシェルターの提供を行ってきました。その実績と世界的なネットワークを活かし、自然災害発生時のシェルター運営で主導機関(リードエージェンシー)となるよう、国連から要請がありました。

赤十字では、政治・宗教などに影響されず、中立的な立場で人道援助を行うなど赤十字の基本原則が擁護されることなどを条件に、この要請を受け入れることとしています。今後は、自然災害時に避難所のニーズが生じた場合に備えて、各国の赤十字が速やかに対応できるような体制を整えていきます。

# 2

## 日本赤十字社の活動

2008年の一年で585の災害が全世界で発生し、その4割にあたる226の災害がアジア・太平洋地域で起こっています。日本赤十字社では、世界的な規模で緊急救援とそれに引き続く復興支援を行っています。



### 緊急救援—中国大地震

2008年5月12日に中国四川省で発生した大地震は、死者・行方不明者87,150人以上、被災者総数は4,500万人以上という未曾有の被害をもたらしました。これに対し、中国紅十字会(中国の赤十字)は地

震発生直後から18万人ものボランティアを動員して、国内外から寄せられる救援物資を被災者のもとに届けるなど、いち早く被災者の支援にあたりました。

緊急救援においては、地震で家を失った450万世帯や、余震におびえる被災者のためのテントの供与が急務で、国際赤十字はテント約10万張を被災地に届けたほか、10万世帯に石鹸等の衛生用品や布団などの救援物資も届けました。日本赤十字社は国際赤十字の一員として、テント9,405張を緊急輸送した他、衛生用品等の救援物資の調達、配布を支援しました。



被災者と日本赤十字社の救援要員



©日本赤十字社

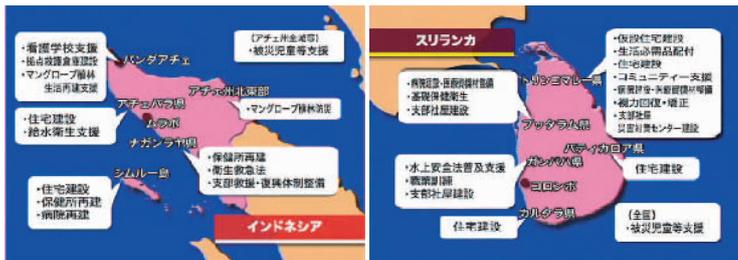


### 緊急救援—ジンバブエ・コレラ禍

2008年11月上旬からアフリカのジンバブエにおいてコレラが急速に流行しました。2009年1月15日までに42,675名が感染、死者は2,225名(UNOCHA調べ)に達するなど、適切な処置を行えば1~2%にと

どまるコレラの死亡率が、5%前後で推移するという事態が続きました。これに対し、ジンバブエ赤十字社は、浄水タブレット、水タンク、石鹼、手袋やマスク、衛生教育教材などの配布を行なったほか、連盟は緊急救援アピールを発表。その国際的支援の一環で、保健医療、給水・衛生などの救援機能を持つ7つのERUが現地に派遣されました。

日本赤十字社の基礎保健ERUもその一つとして、クリニック等におけるコレラの患者状況・受け入れ対策状況の調査、仮設コレラ病棟の立ち上げ支援、経口補水塩、輸液、抗生物質、医療資機材などの供与、クリニックで活動する看護師・赤十字ボランティアへの保健衛生(コレラ対応)指導などをおこなっていました。



インドネシアの復興支援事業地

スリランカの復興支援事業地

### 復興支援—スマトラ島沖地震・津波災害

2004年12月に発生し、インド洋沿岸14か国で22万人以上の犠牲者をもたらしたスマトラ島沖地震・津波災害に対して、赤十字は被災者100万人以上に医療救援活動や食糧・生活必需品の配布を行うなど、過去最大級の救援活動を展開しました。

しかし、被害があまりにも甚大であったため、緊急救援後も、被災者の住まいや保健衛生、将来の災害の危険性などの面で多くの支援ニーズが残され、さらに、最大の被災地となったインドネシア・アチェ州とスリランカ北東部は、いずれも長年の紛争の影響で災害発生前から社会・経済開発の面で多くの課題を抱えていました。そこで赤十字では、救援活動に引き続き、赤十字運動全体として一致協力して統一的な方針のもとで復興支援に取り組んでいます。

日本赤十字社は、被災者のいのちと健康を守り、将来の災害への備えを進めることを目的に、最も被

害の大きなインドネシアとスリランカを中心に、2010年まで復興支援を継続して実施しています。この復興支援では、住宅や地域の診療所など津波で破壊されたものを復旧するだけでなく、保健衛生知識の普及や地域の防災力の向上といった、被災地をよりよい状況に改善するための取り組みもあわせて行っています。また、被災国赤十字社とのパートナーシップのもと、日本赤十字社の要員を現地に長期間派遣して、現地の赤十字社や地域住民の能力を高めながら支援を行うことで、援助終了後もその成果が根付くように配慮しています。



©日本赤十字社

津波の被災地で実施している災害看護教育(インドネシア)



©日本赤十字社

日本赤十字社が建設した復興支援住宅(スリランカ)



### ベトナム災害対策・マングローブ植林事業

ベトナムでは、毎年襲来する多くの台風により発生する10mに及ぶ高波が沿岸地域の堤防を破壊して、周辺の住宅や田畑に大きな被害を与えてきました。日本赤十字社はこうした状況を改善するために、1997年からベトナム赤十字社と協力して同国の北部の沿岸8省で災害対策・マングローブ植林事業を継続しています。マングローブを堤防と海の間植えることで、高波の力を弱めて、沿岸地域住民の生

命・財産を守ることができます。研究によると、沖合で高さ1mの波が発生した場合、マングローブ林がなければ堤防に到達する波の高さは75cmですが、海岸線から沖合に1.5kmの幅でマングローブ林があれば5cmにまで波の高さを抑えることができるのです。マングローブの植林は、赤十字ボランティアや地元住民が参加して行われており、ベトナム北部の沿岸地域にマングローブの「緑の壁」が築かれています。事業開始以来これまでに植林した面積は延べ9,760ヘクタール(東京ドーム2,087個分)に達します。

また同時に、災害に直面した場合にも被害を最小減にするために、村の住民や学校の生徒を対象とした避難訓練等も含めた災害対策研修なども行っています。

また、マングローブ林は防波効果だけでなく、根元に集まる魚介類や、花に集まる蜜蜂からの蜜の採集など、地域住民の収入向上にも大きく貢献しています。

### 現場からの声

本社国際部 大森三亭・亀山恵理子（スマトラ島沖地震・津波災害支援要員）

スマトラ島沖地震・津波災害復興支援事業のスタッフとして、インドネシア・アチェ州の北東部海岸に位置する人口10万人ほどの小さな町ルクソマウエに滞在しています。私たちはここルクソマウエを中心に、インドネシア赤十字社のスタッフやボランティアと共同で、アチェ州の5県にわたる海岸部の村でマングローブ植林・地域防災事業の運営にたずさわっています。

事業を通じて、これまでに多くのアチェの人びと知り合う機会に恵まれました。そのうちのひとり大アチェ県の海岸近くに建設された被災者住宅に暮らすアズハルさんは、小学校を卒業してから30年間、養殖池で働きながらマングローブを植えた経験をもっています。津波後のアチェでは災害による被害を抑止するためにマングローブを植えようという気運が高まったと聞いていますが、アズハルさんはその前から被災後間もないにもかかわらず独自で1万本の苗木を集めて苗畑をつくり、後には地元の仲間をとりまとめて、自分が暮らす集落にある養殖池にマングローブを植えました。当時苗木を集めたのは、そのまま放っておくとマングローブがなくなってしまうと考えたからだそうです。



そのマングローブはこれまでのところ順調に育ち、緑の葉っぱを茂らせています。

「木を植えるのが好きだから、泥のなかで働くのが好きだから」といいながら実に生き生きとマングローブの植栽を行うアズハルさんは、私たちがインドネシア赤十字社と共に進めている事業にも助っ人として参加してくれました。津波を契機に大きく変化しているアチェという土地では、外部との新たな関係もつくりながら日々の社会・地域づくりが行われているように感じます。2009年はスマトラ津波復興支援事業の最後の年、日本の支援者の方々とはアチェの人びとの間に双方向の交流が生まれるような働きもしていきたいと考えています。



## 保健衛生と赤十字

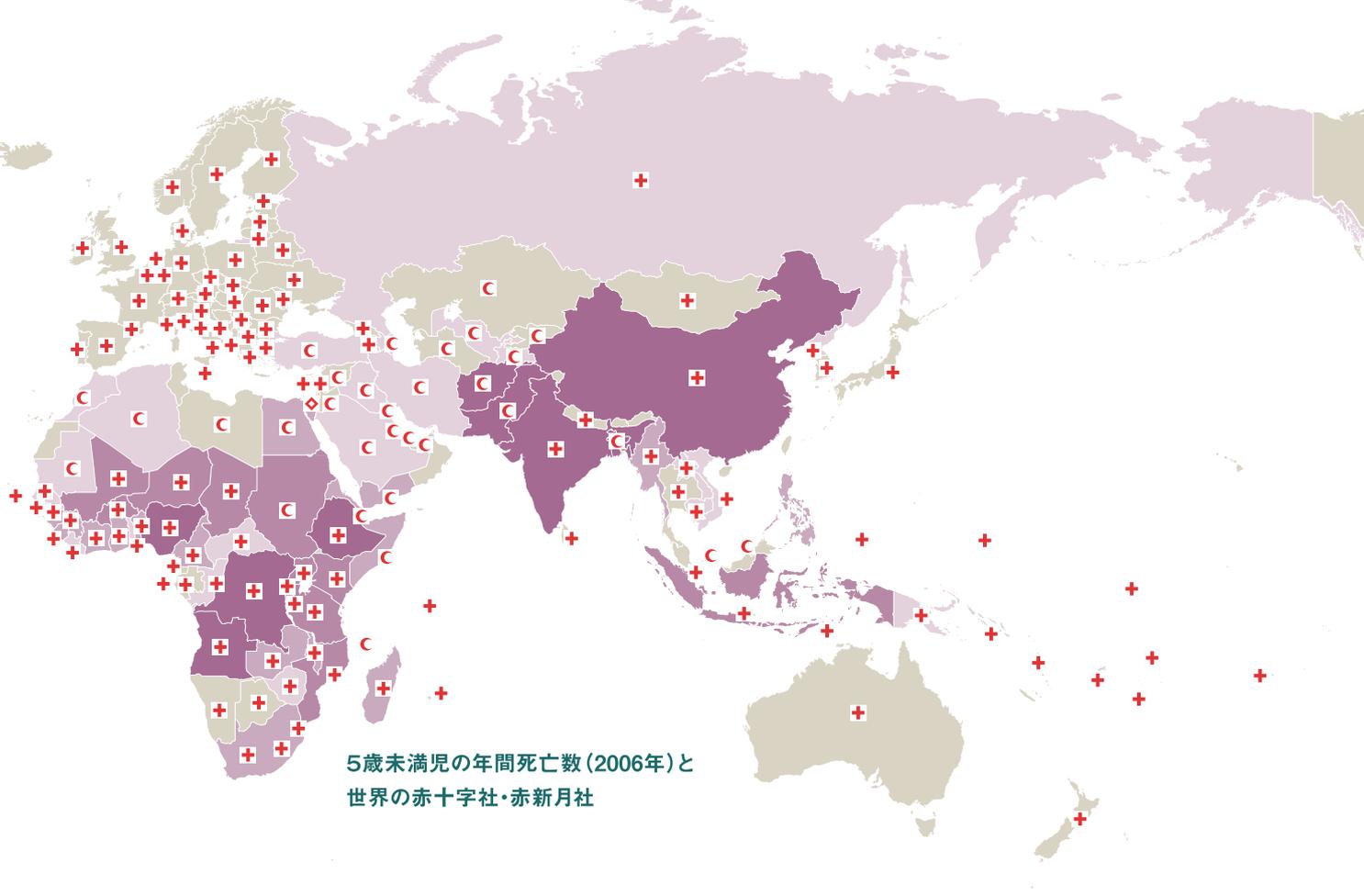


©日本赤十字社

日本などの先進国では、国内の保健医療サービスが行き届いている場合がほとんどです。しかし、政府の力が必ずしも十分ではない開発途上国では、基本的な保健サービスを受けられずに数多くの人々が命を落としています。また、気候変動や世界的な食糧価格の高騰を受けて、世界中の貧困層はより危機的な状況に置かれています。5歳の誕生日を迎えずに命を落とす子どもの数が世界全体ではじめて1,000万人を割り、970万人(2006年)に減少したものの、サハラ砂漠以南のアフリカ地域

における「5歳未満児」の死亡率は、出生1,000人あたり160人(2006年)と世界で最も高く、改善される兆しは見られません。

5歳未満児の死亡は、新生児関連の疾病、肺炎、下痢、マラリア、はしかなど「栄養不良と関連する疾病」が主な原因です。新生児の死亡率を下げるには、妊婦の健康状態を改善し、出産時と出産直後の母親と新生児に適切なケアを施すことが重要です。



## 赤十字の取り組み

赤十字が目指すのは、人々が保健衛生上の脅威に繰り返しさらされる中で、自らそのような脅威に立ち向かっていけるよう自助努力の支援をすることです。例えば、HIV・エイズをはじめとする様々な感染症の予防教育、青少年などを対象とした衛生環境作り、応急手当の方法(救急法)の普及など、赤十字の国際的なネットワークを生かした様々な活動を行っています。

国連機関やNGOと比較して赤十字の事業の大きな特色となっているのは、各国において、共通の原則に基づき活動し、全国的に公共的使命を果たしている赤十字社・赤新月社の存在があることです。そのネットワークを利用し、長期的な視点で現地の赤十字社・赤新月社の組織基盤を確立させ、その活動を活性化していくことによって、住民の自立を助け、将来的にも「持続可能な開発」を実現することができるのです。

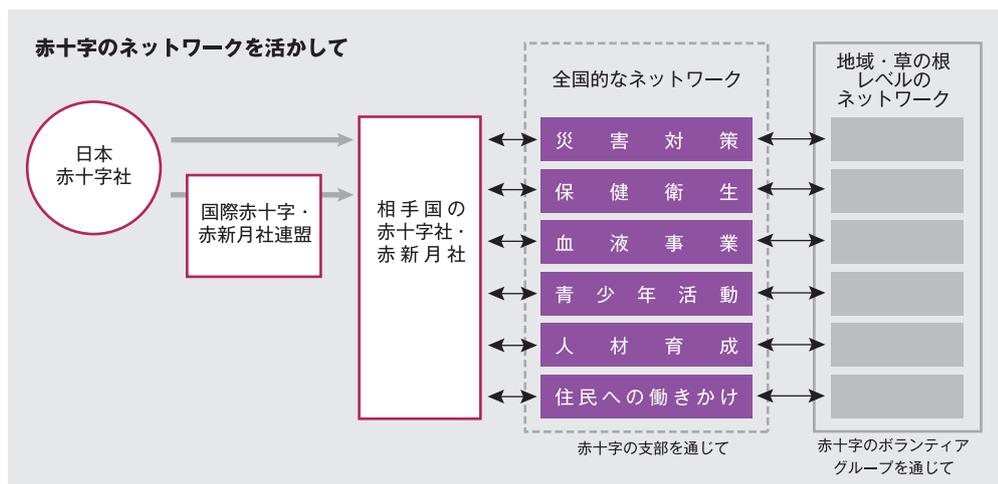


幼児のケアをするケニア赤十字社のボランティア(ケニア)

## 2 日本赤十字社の活動

世界の状況やニーズを踏まえ、日本赤十字社は人々の疾病の予防と健康増進にかかる知識、態度、行動の改善に重点を置いた保健衛生サービス分野の支援を通じて、国連ミレニアム開発目標に挙げられている以下の課題の達成に貢献します。

- 乳幼児死亡率の削減(2015年までに5歳未満の死亡率を1/3に減少させる)
- 妊産婦の健康の改善(2015年までに妊産婦の死亡率を1/4に減少させる)
- HIV・エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止(HIV、マラリア及びその他の主な疾病の発生を2015年までに阻止し、その後減少させる)





## HIV・エイズ対策—インドネシア 感染防止への取り組み



アジア第3位(世界第4位)の人口を抱えるインドネシアは、HIV感染率がアジアの中で最も急激に増加しています。インドネシア保健省によると、HIV推定陽性者数は約40万人ともいわれています。インドネシアにおける

感染経路の特色としては、麻薬(注射器の針の共用)、性産業によるものが多く、麻薬使用者では検査に応じた人の約40%がHIV陽性であったことや、売買春に関わる人々の多くが、エイズの知識は持ち合わせているにもかかわらず予防手段をほとんど講じていないことなどがあります。「エイズは悪いことをした人がかかる病気」といった間違っただ知識や情報が蔓延していることが差別や偏見へとつながり、検査の機会を奪い、適切な医療を受けることができないなど、感染の拡大、病状の悪化を加速させる要因となっています。

こうした現状を改善するため、日本赤十字社は2003年にインドネシア赤十字社が行うHIV・エイズ対策への支援を開始し、(1)HIV・エイズの予防教育、



プロジェクトの実施について協議する日本赤十字社とインドネシア赤十字社のスタッフ

(2)HIV陽性者、エイズ患者等へのケア、(3)差別と偏見の軽減の3点を主軸に、インドネシア国内でも感染率が増加している大都市メダンを有する北スマトラ州で活動しています。当初は、予防教育、特に青少年や青年ボランティアを中心に予防教育活動を中心に行っていましたが、現在はその予防教育普及活動に加えて、インドネシア赤十字社に初めて設置されたFMラジオ局からの情報発信や、売買春などに関わるハイ・リスクグループへの予防活動へと、その活動を広げています。中でもユニークな活動として、売春に関わる男娼がハイ・リスク行動から脱出し、生計を立てていけるようにと美容師になるトレーニングを行い、インドネシア赤十字社で初めての美容院運営も行っています。また、予防教育活動だけでなく、HIV陽性者グループと協同して、HIVに感染した人びとへのケア活動、こころのサポートも行っています。

## 救急法等講習普及事業—東ティモール、カンボジア、ミャンマー 命を守る赤十字の救急法



紛争や脆弱な社会基盤のため、公共医療サービスが十分に整備されていない国においては、人々が病気や事故で命を落とすことが少なくありません。

赤十字の重要な活動のひとつとして、救急法(止血などの応急手当や人工呼吸、心臓マッサージ)があります。これは急病・事故などが起こったときに、できるだけ速やかに適切な手当することにより、最も良い予後を期待するものです。

日本赤十字社による救急法等講習普及支援事業は、2004年から開始し、現在は東ティモール、ミャン

マー、カンボジアの赤十字社に対して支援を行っています。

主な活動内容としては、日本赤十字社の救急法指導員を現地に派遣して、現地指導員の養成など赤十字社のニーズに応じた救命手当・応急手当にかかる技術的支援や講習普及体制に対する助言等を行うとともに、講習に必要な人形、三角巾、包帯などの資機材の整備や広報資材の作成を行うほか、組織基盤強化のための資金拠出を行っています。



村の住民を対象とした救急法講習会(東ティモール)

## 地域保健強化事業—ケニア

### 子どもの命を救うために



東アフリカのケニアは、都市部を中心とした経済発展にもかかわらず、5歳未満児の死亡率が出生1,000件に対し、97件(1990年)からは121件(2007年)と増加傾向にあり、度重なる干ばつが引き起こす食糧不足と不十分な保健医療サービスが、子どもの健康に悪影響を及ぼしています。

5歳未満の子どもの死亡原因では、肺炎や下痢、マラリア、麻疹など予防や治療が可能な感染症が約50%、次いで早産や新生児期重症感染症、分娩時胎児仮死など予防や治療が可能な新生児特有の原因が24%を占め、公衆衛生や医療の環境が改善されれば死亡率の低下に繋がります。

こうした状況を改善するために、日本赤十字社はケニア赤十字社とともに2007年11月から、5歳未満児の疾病と死亡の減少に貢献するための地域保健強化事業を開始しました。事業を行うのは、首都ナイロビから

北東へ約300キロメートルに位置するガルバチュウラ県で、首都ナイロビからは丸一日以上かかります。同県の多くは乾燥地帯で農耕地は少なく、住民の多くは牧畜で生計を立てています。慢性的な渇水と雨期の洪水により、食糧不足や感染症などによる危機が深刻化している地域です。

事業では、地域保健師やボランティアの養成を通じて住民を対象とした保健教育を実施しているほか、月1回の訪問診療(子どもの栄養状態の確認、栄養剤の配布、妊産婦検診を含む)、マラリアの感染予防を目的に蚊帳の配布等の活動を行っています。また並行して、事業対象地域内の保健医療施設を対象とした、給水や給電設備、医療機材、無線機材の整備を通じて、現地の保健医療サービスの改善に取り組んでいます。



支援物資を受け取る子ども(ケニア)

## 現場からの声

本社国際部 五十嵐真希(ケニア地域保健強化事業要員)

### 子どもたちの命を救うために

私の担当しているケニア赤十字社の地域保健強化事業は、首都ナイロビから北東300キロに位置するガルバチュウラ県で87名のボランティアと地域保健員が中心となり、地元の保健省と協力して、様々な活動を繰り広げています。赴任した当初、私は過酷な環境の中で多くの人々がこの土地を生活の地、故郷として愛し、定住していることが不思議に思えてなりません。連絡手段のない診療所、電気も水もない県立病院の分娩室、ポンプの壊れた井戸、完全に枯れてしまったダム、一度も予防接種を受けたことのない子ども、ロバに乗せて病院まで運ばれてくる病状の悪化した妊婦、マラリアや下痢症で命を落とす子ども、水を求めて常に移動し続ける住民など、何をどう改善したらいいのか途方にくれる毎日でした。

2009年が2年目となる本事業は、地元ボランティ

アと地域保健員たちの熱意と責任感のもと、住民への健康指導や保健衛生教育、コレラ流行への早期対応、病院への資器材の設置、さらには保健省と協力して行う遠隔地への移動診療を通じて、徐々に住民に受け入れられつつあります。住民の生活と習慣を理解したボランティアと地域保健員による活動は、混乱や誤解を引き起こすことなく、適切に地域住民の衛生や健康状態の向上に繋がっています。

現在、干ばつの影響により、住民の栄養失調、コレラを含む下痢症、マラリアなどの症例が悪化の一途をたどり、部族間の家畜の盗み合いにより多くの銃撃戦が行われる事もたびたびです。一方、雨期には、洪水とコレラや下痢症の流行が予測されています。その中で、地元保健省から本事業に寄せられる期待は膨らむ一方です。





## 赤十字と国際人道法



©ICRC/B. Heger

### 1. 国際人道法

紛争下における赤十字の活動は、「国際人道法」という国際的な取り決めに基づいています。「国際人道法」とは、紛争が起きたときに犠牲者を人道的に取り扱うことを規定した条約の総称で、大きく2つに分類されます。武力紛争犠牲者の保護を目的とした「ジュネーブ法」と、2008年に採択された「クラスター爆弾禁止条約」のように戦闘方法やその手段・武器を規制した「ハーグ法」です。

ジュネーブ条約は赤十字国際委員会 (ICRC) の創設者アンリー・デュナンが各国に働きかけて誕生した条約であり、これまでICRCはジュネーブ条約の守護者・推進者として平時・戦時に関わりなく、人道的イニシアチブを発揮してきました。

ジュネーブ条約に加入している国の政府には、条約を守り、普及する義務があります。しかし、紛争地において中立の立場で人道法の遵守を

監視したり、普及を行ったりできる機関は赤十字に限られることが多いのが現状です。

紛争時に国際人道法が守られるためには、平時からの普及活動が重要です。戦闘行為に参加しない人も、法律の重要性を知る必要があります。このため、ICRCは各国赤十字社・赤新月社と協力して、戦闘員のみならず子どもたちを含めた一般人に対しても、国際人道法の普及活動を行っています。

### 2. 適用範囲

ジュネーブ条約が適用されるのは、①国と国との間の紛争②国内での異なる勢力間の紛争です(下図参照)。国内の複数の武装集団間における「国内騒乱時」には、

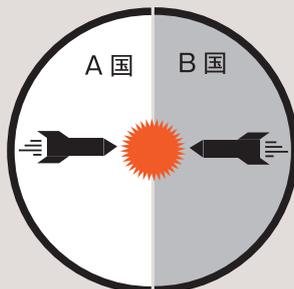
ジュネーブ条約は適用されません。しかし、ICRCは、人道的な立場から、そうした事態が発生した際にも、当事者双方の了解の下に、仲介役等として重要な役割を

担うことがあります。(例:1996年のペルー日本大使公邸人質事件におけるICRC及び日本赤十字社の中立的人道機関としての働き)

#### ジュネーブ条約の適用範囲

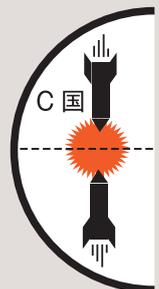
##### 国際的武力紛争 (国と国の争い)

- ジュネーブ第1条約
- ジュネーブ第2条約
- ジュネーブ第3条約
- ジュネーブ第4条約
- 第1追加議定書



##### 非国際的武力紛争 (一つの国の領土内で起きた内戦)

- 1949年のジュネーブ諸条約  
共通第3条
- 第2追加議定書



### 3.ジュネーブ条約の主な内容

#### ■ジュネーブ第1条約～第4条約： 1949年採択

1864年に成立したジュネーブ条約は、戦争形態の変化や一般市民の犠牲者の増加など、多くの課題を教訓に改訂が続けられ、1949年に現在のかたちとなりました。この4つの条約は、国と国との間の紛争で発生した犠牲者の保護を規定しています(P.24の下図参照)。主な内容は以下のとおりです。

●第1条約(陸の戦いにおける傷病者をいかなる差別もせずに入道的に保護する。軍の衛生部隊、赤十字要員、宗教要員、救済団体の行動は中立であるため、これらの人々への攻撃を禁止する。)

●第2条約(海の戦いにおける傷病者・難船者を保護する。)

●第3条約(捕虜に対しての入道的な待遇を義務付ける。また、赤十字機関やその他の救済団体の捕虜のための活動を保護する。)

●第4条約(戦闘に参加していない人々、特に一般市民を保護する。)

#### ■第1追加議定書・第2追加議定書： 1977年採択

第二次世界大戦後、植民地の独立が相次いだことに関連して、国内の武力紛争が多く発生しました。第1・第2追加議定書は、こうした内戦への対応など、ジュネーブ四条約に不足している部分を補うために作られました。



攻撃を受けた救護車両(レバノン)

●第1追加議定書(国と国との紛争における犠牲者の保護を強化する。)

●第2追加議定書(入道的な保護の対象者を内戦における犠牲者に拡大する。)

#### 赤十字標章の意味

赤十字標章(赤十字マーク)の使用法は、ジュネーブ四条約に定められています。しかし現実には、赤十字標章は病院や薬局などの医療機関を表すマークとして安易に使われており、是正すべき問題となっています。標章の使用法は、大きくわけて2つあります。

①紛争地域で負傷者の救護にあたる人や建物は中立であるため、それを攻撃してはならないことを示す「保護の標章」としての使い方。(この場合、標章が遠くからでもよく見えるようにするため、できるだけ大きい赤十字を使うことになります。)

②平時において赤十字で働く人々や赤十字の建物が赤十字に属している、ということを表す「表示の標章」としての使い方。(この場合、標章はできるだけ小さくなくてははいけません。それは、紛争で人の生命を守る保護の役割のほうに赤十字標章にとって重要であるためです。)

イスラム教国では伝統的に「赤新月社」と称し、白地に赤色の三日月を記した標章を用いています。また、2005年12月に、新たな標章を規定した条約(第3追加議定書)が採択されました。新たな標章は白地に赤いひし形を配したものの(赤いクリスタル)です。これらの標章も赤十字マークと同様に取り扱われています。



赤十字



赤新月



赤いクリスタル  
(邦訳未定)

#### フローレンス・ ナイチンゲール記章

この記章は、フローレンス・ナイチンゲールの業績を記念して、紛争時の救護活動の他、平時の看護教育等、看護事業に特別な功績のあった方に授与されます。看護関係の顕彰としては世界で最も栄誉あるものとされています。ICRCは2年に一度、ナイチンゲールの誕生日である5月12日に受章者を発表します。これまで42回の授与があり、総受章者数は1,337人となりました。受賞者数が多いのはポーランドと日本です。日本は、第二次世界大戦中に救護にあたった看護師を中心に101人が受賞しています。



ナイチンゲール記章



## 離散家族支援 ~家族の絆の回復のために~



©ICRC/R. Keusen

赤十字国際委員会(ICRC)と各国の赤十字社・赤新月社は、紛争や災害、国交の断絶等の避け得ない事情によって離散した家族どうしの絆を維持・回復するために、安否調査をはじめ様々な活動を行っています。

### 1. 安否調査

世界の紛争地では、混乱の中、家族と離れ離れになる人が多いです。そうした人々の安否調査を行い、家族が再び連絡を取れるように、また再会できるようにすることも、赤十字の重要な役割です。

子どもたちは、紛争において特に弱い存在です。ICRCは、2008年、保護者のいない子どもたち1,984人

(うち335人は元子ども兵士)を新たに登録し、家族の安否を調査しました。その結果、818人の子どもたちが家族と再会することができました。この他にも、ICRCの支援により、行方がわからずに家族と離れ離れになっていた6,072人の所在が判明しました。

紛争地での調査には、現地の赤

十字社・赤新月社の職員やボランティアによる協力が欠かせません。最近では、衛星電話やインターネット、ラジオやテレビのネットワークなども調査に活用されています。

また、安否調査は大規模な災害によって離散した家族に対しても行われています。

### 2. 赤十字通信

紛争や災害により連絡手段が絶たれてしまった人々や抑留者等が家族と連絡をとるための方法として、「赤十字通信」と呼ばれる往復書簡があります。ICRCは、各国の赤十字社・赤新月社の協力を得ながら、赤十字通信を抑留者や難民から受け取り、家族の元へ転送する仲介者の役割を果たします。

たとえば1996年のペルー日本大使公邸人質事件の際には、人質と家族との間で約9,000通以上の赤十字通信がとり交わされました。

2008年の1年間にICRCが仲介した赤十字通信は、321,444通にのほります。

なお、赤十字通信はあくまで家族との私的な通信に限られ、軍事・

政治等の内容を書くことはできません。また、関係当局の検閲を受けることがあります。



©ICRC/Marko Kokic

### 3. 家族の絆を回復するためのネットワークづくり

ICRCではこれまで、紛争によって離散した家族の安否調査を中心に行ってきました。しかし、近年、スマトラ島沖地震・津波災害(2004年)や米国ハリケーン災害(2005年)など、大規模な自然災害において多くの行方不明者が発生しました。また、遺体の適切な取扱いが身元確認

のためにはとても大切であることが改めて認識されるようになりました。

そこでICRCが立ち上げたのが、自然災害における安否調査や行方不明者、遺体に関する対応なども視野に入れた、国際赤十字・赤新月運動全体の離散家族支援(Restoring Family Links : RFL)

ネットワークです。ICRC、連盟及び各国赤十字社・赤新月社は、行方不明者に関する政府専門家会議や赤十字国際会議での決議などに基づき、今後10年間をめぐり、全世界的な赤十字の離散家族支援(RFL)ネットワークの構築・強化を目指しています。

### 4. 日本赤十字社の取り組み

日本赤十字社も、ICRCや各国の赤十字社・赤新月社と連携・協力しながら、家族からの依頼に応じて、紛争や災害等によって連絡が取れなくなった方々の安否調査を実施しています。

現在、日本赤十字社が取り扱う安否調査の8～9割は、朝鮮民主主義人民共和国と日本との間で離散した家族間のものです。離散当時から既に長い年月が経過していることから調査は困難であり、また、調査の結果、調査対象者が判明して

も既に死亡している場合や、個人的な理由から調査依頼者への現住所の通知を拒否されるケースも少なくありません。

このような日常的な安否調査業務に加え、日本赤十字社は、国内で災害が起きた場合だけでなく、2004年に施行された国民保護法により、有事にお

いても、国内に在住及び滞在する外国人の安否調査を担うことになっています。



家族の面会(リベリア)

## 2008年度

### 日本赤十字社による安否調査統計資料

#### ●安否調査依頼書簡受付件数：233件

書簡の国・地域別内訳

朝鮮民主主義人民共和国	212件
イラン	10件
ブラジル	3件
中国・香港	2件
その他	6件

#### ●安否調査実施ケース数：64件

※書簡受付数から、安否調査の基準に該当しないものや再調査依頼等を差し引いた数が、新規に調査を行う上記のケース数となります。

#### ●安否調査回答件数：55件

内訳

判明(死亡含む)	6件
不明	47件
住所通知拒否	2件

※安否調査実施ケース数64件に対し、安否調査回答数が55件となっているのは、前年度から調査を継続していたケースも含まれるためです。



## 世界で活躍する人材の育成



©日本赤十字社

### 1. 国際活動を担う人材の育成

これまで紹介してきた国際活動を展開するため、日本赤十字社では広く職員や専門家を対象とした各種研修会を開催し、人材の育成をはかっています。

まず、国際救援・開発協力要員研修Iとして、インターネットを通じて赤十字の原則や理念、組織や活動の仕組みなどについて学べるコース

を設置すると共に、その修了者に対しては、被災地や紛争地で活動するためのより実践的な研修である、国際救援・開発協力要員研修IIを実施しています。

また、ERUの活動に従事するための研修や危機管理のための研修なども行うほか、緊急救援の機能を高めるため、国際赤十字が主催する

研修コースに職員を参加させています。戦傷外科などの専門的な知識や技術を習得できる研修もあり、それらを通じて世界の多様なニーズに応えられるよう要員を育成しています。

海外派遣要員として登録された方々を対象にしたホームページも開設しており、活動や研修に関する知見や情報を共有しています。

### 2. 国際活動への派遣について

国際活動には現地で必要とされる知識や技術、国や地域の職務経験などにより専門家を広く公募する場合と、日本赤十字社の支部や医療施設に適材を募る場合があります。海外派遣要員は研修を経て緊急救援から被災地の復興支援、

長い目で見た人道ニーズへの支援に派遣されますが、いずれも世界186カ国に広がる赤十字のネットワークの中で、地元のボランティアからその国の赤十字社・赤新月社の中核まで様々な人たちと、赤十字の原則を共有しながら活動を行っています。



©日本赤十字社

国際救援・開発協力要員研修II

#### 国際医療救援拠点病院

海外での医療救援活動に迅速に対応するため、5ヶ所の赤十字病院が緊急救援の体制を整え、日頃から人材の育成に努めています。日本赤十字社は、これらの国際医療救援拠点病院を中心に、国内92ヶ所にある赤十字病院のスケールメリットを活かして、海外での災害や難民への医療支援活動、被災地の病院・診療所の復興支援などを行っています。

- ・日本赤十字社医療センター
- ・名古屋第二赤十字病院
- ・大阪赤十字病院
- ・日本赤十字社和歌山医療センター
- ・熊本赤十字病院

## その他の国際活動



©日本赤十字社

### 1. 在サハリン「韓国人」支援事業

戦前、戦中を通じてサハリンに渡った人々のうち、日本人のほとんどは戦後日本に引き揚げることができたのに対し、「韓国人」は故郷への帰還が認められず、サハリンに残留することを余儀なくされました。

1989年、日本政府は在サハリン「韓国人」の支援を決定し、その受け皿として日本・韓国両赤十字社からなる「在サハリン韓国人支援共同事業体」が発足しました。共同事業体の実施する在サハリン「韓国人」支援事業は、一時帰国支援事業、永住帰国支援事業、サハリン残留支援事業の3事業からなります。

療養院が、2000年度には安山市に永住アパートが、さらに2005年度には安山療養院が完成しました。また、永住帰国者の帰国に伴い、サハリン等に残された家族との離散という状況が生じています。これに対し、2001年度より、親族訪問等を目的として、永住帰国者のサハリン渡航支援事業が開始され、これまでに延べ約2,200人に対し支援が行われました。

#### サハリン残留者支援事業

韓国への永住帰国をせずにサハリンに留まることを希望する「韓国

人」のための支援として、日本政府は「サハリン韓国文化センター」をユジノサハリンスク市に建設することを決め、共同事業体に委託しました。このセンターの目的は、サハリン残留者が故郷を偲び、韓国の言語、文化等の伝承活動を行い、高齢者、若年層あるいは現地住民との交流の場を提供するものです。同センターは2005年度に完成し、各種文化プログラム等に利用されています。2008年からは、同センター内で医療相談窓口サービスも提供しています。

#### 一時帰国支援事業

一時帰国支援事業では、これまでに延べ約1万6,300人がサハリンから韓国への故郷訪問を果たしました。

#### 永住帰国支援事業

1995年度から本格的に永住帰国支援事業が開始され、これまでに約2,300人が永住帰国を果たしました。永住帰国者の受け入れ施設として、1999年度には韓国仁川市に



©日本赤十字社

ユジノサハリンスク市のサハリン韓国文化センター（ロシア）



## 2. アジア各国における安全な血液の確保のために — 血液事業

### 海外血液事業研修生の受け入れ

血液事業は世界中の赤十字社・赤新月社においてその重要性が認識されていますが、その事業は各国の歴史的背景、文化、医療制度と密接に関係しており、抱えている問題は国それぞれで異なります。しかし、各国の血液事業が常に「安全な血液の確保」を目標として努力しているという共通認識から、地域における開発協力の一環として、日本赤十字社は1978年より、アジア・太平洋地域の姉妹赤十字社からの血液事業研修生の受け入れを開始しました。2008年までに18カ国・352人に対して研修を実施しています。アジア地域各社で血液事業を担う幹部職員の中には、か

つての日本における研修生も多く、31年間継続されてきたこの研修プログラムは、単なる研修の域を越えて、地域でのネットワークを形成するに至っています。

### アジア地域赤十字・赤新月血液事業シンポジウムの開催

安全な血液を患者さんに届け、HIV/エイズ・肝炎・その他輸血感染症を克服するという、アジア各国の血液事業共通の課題に対し、国際赤十字がアジア地域における協力体制の一層の強化を呼びかけているなか、日本赤十字社とタイ赤十字社は国際赤十字・赤新月社連盟と国際輸血学会の後援を得て、1995年から3年ごとに、タイのバンコ

クにて一週間にわたるシンポジウムを開催しています。

シンポジウムでは特に技術的な側面に焦点を当てながら、血液事業における各国代表者の情報交換を通じて、輸血感染症の予防、血液型検査、試薬の製造、献血者募集、品質管理等を主題とした経験を分かち合い、アジア地域の血液事業の着実な発展と協力関係の強化に寄与することを目的としています。



©日本赤十字社  
シンポジウムでの活発な質問及び意見交換

## 3. 未来を担う青少年のために — 青少年育成事業(バングラデシュ)

### 厳しい生活環境の中で生きる子どもたち

バングラデシュでは、日本の国土の5分の2の面積に、日本の総人口を上回る約1億6千万人が住んでおり、その人口は増加する一方です。3分の1以上の人々が1日1ドル未満で暮らし、また、半数以上が適切な衛生

施設を利用することができません。

さらに、国土がガンジス川下流域とベンガル湾の小さな島々によって形成されていることから、地理的に洪水やサイクロンの被害を受けやすくなっています。

成人の識字率は男性で約半分、女性では3分の1程度であり、多くの

貧しい家庭の児童や孤児は学業を続けることができません。学校では、



©日本赤十字社  
校内の井戸で水を飲むバングラデシュの子ども

### 青少年赤十字

青少年赤十字は、青少年が赤十字運動に参加することを通じて、その人道的な価値に基づき、世界の平和と福祉に貢献できる人材を育てることを目的とした青少年育成プログラムで、1922年に始まりました。現在、世界の多くの国の赤十字社・赤新月社で、「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」を実践目標に掲げて様々な活動を行っています。日本では、

小・中・高等学校などで組織された274万人のメンバーが参加しています。

「国際理解・親善」の一環として、海外の青少年赤十字メンバーとの相互訪問やアルバムの交換などの交流事業、青少年赤十字活動資金による支援事業を実施しています。

井戸、トイレ等の衛生環境が未整備なところも多く、子どもたちが安心して学校に通うための支援が求められています。

### 多くの仲間が学ぶために

日本赤十字社では、2003年度から、子どもたちが学校で勉強することができ、健康で衛生的な学校生活を送れるよう、文房具やスポーツ用品などを配布し、井戸やトイレ等の設置を支援するなど、子どもたちの教育・衛生環境を改善する活動

を実施しています。

また、この事業は、同国の赤新月メンバーの行う活動を支援するほか、アルバム交換などを通じて日本の青少年赤十字メンバーとの交流を促進し、相互理解と親善を深めることも目的としています。

日本赤十字社では、バングラデシュのほか、アフガニスタン、モンゴル、ネパール、フィリピン、インドネシア、スリランカでも、それぞれの赤十字社・赤新月社と協力して同様の活動を実施しています。

### これまでの事業の成果

救急法やHIV・エイズ、保健・衛生や健康についての知識を学んだ青少年赤十字メンバーが、他の生徒に対して講習や普及活動を実施するようになりました。また、トイレの改善、井戸や花壇の整備・補修がなされ、皆で共同管理していく姿勢が醸成されました。

## 4.世界に広がる赤十字のネットワークを生かして—本社・支部・施設における国際交流

日本赤十字社の各都道府県支部、病院、血液センターなど各施設の職員研修として、あるいは赤十字ボランティアによる親善訪問として、また、青少年赤十字の国際理解・親善活動の一環として、2008年度は海外の赤十字関連施設に49件516人を派遣しました。

一方、海外からの医療・看護等

の研修、学生ボランティアや青少年赤十字メンバーの受け入れについては、短期滞在も含め、136件927人が日本赤十字社の関連施設を訪れています。

また、日本赤十字看護大学では、将来国際協力の分野での活躍が期待される看護学生を対象に、カンボジアやフィリピンなどで地域保健

分野における研修を実施しました。



自国の紹介をするインドネシアの青少年赤十字メンバー

### 昭憲皇太后基金

昭憲皇太后基金は、1912年5月に第9回赤十字国際会議（於ワシントン）が開催された際、昭憲皇太后（明治天皇の皇后陛下）が赤十字の平時事業を奨励するために国際赤十字に寄付された10万円を基に創設されました。

毎年、開発途上国の災害対策、健康増進、社会福祉、青少年育成のため、各国赤十字社・赤新月社へ配分が行われます。連盟とICRCの代表者によって構成される基金管理合同委員会は、各国赤十字社・赤新月社から申請される事業案について審査し、基金の利子と運用収益の配分を決定します。配分されるのは、各社97万円～440万円（合計約1,300万円）です。

#### 2009年度の基金の対象事業

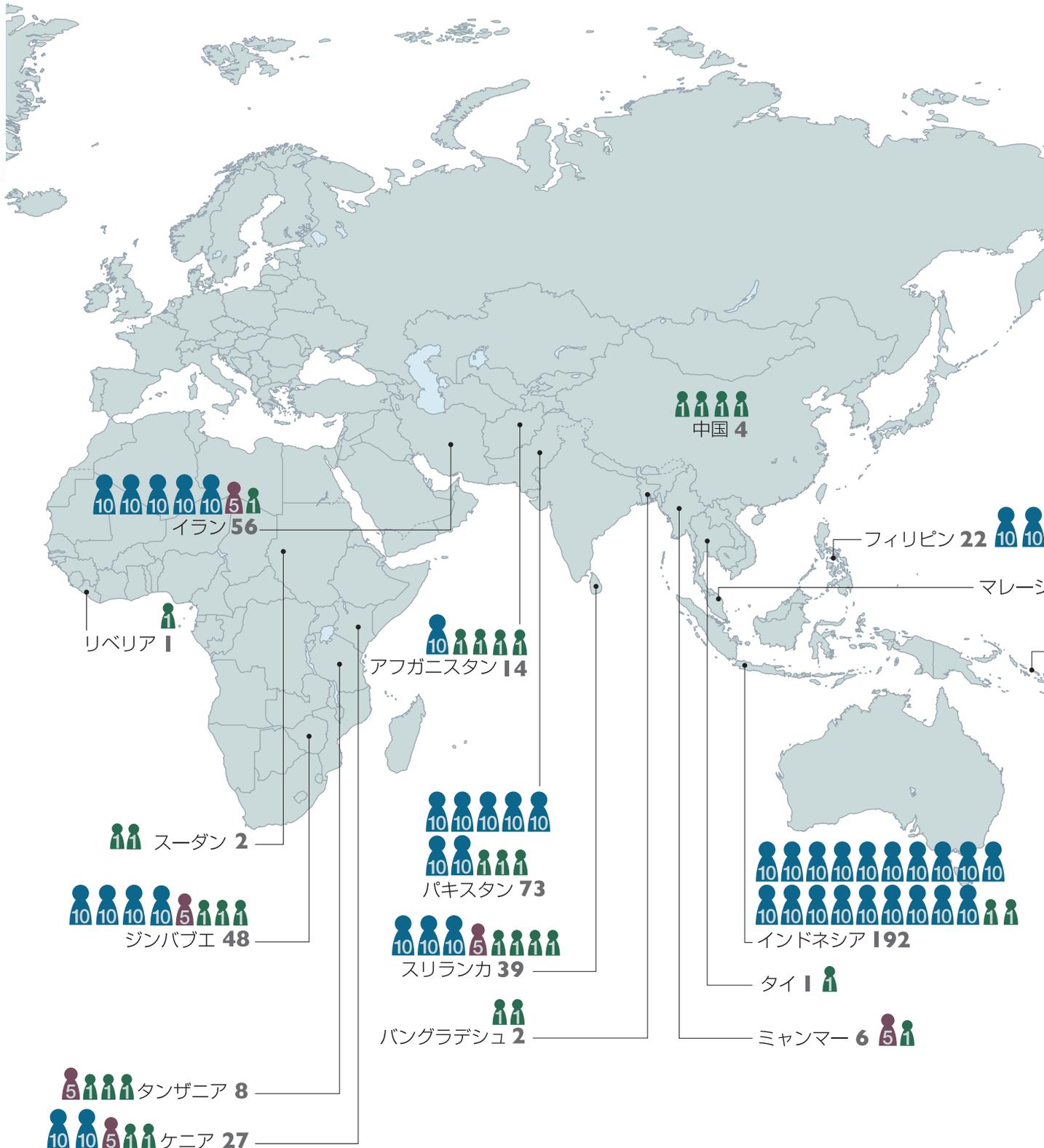
1. カザフスタン赤新月社：会計システムと制度の改善
2. コモロ赤新月社：献血の推進
3. パナマ赤十字社：地域社会における災害予防・災害対策プログラムの実施
4. マルタ赤十字社：移民に対する語学研修・異文化適応プログラムの実施

\*2009年度は前年に発生した世界的な金融危機の影響により、基金運用収益が減少したため、配分対象となる事業数とその額が例年より大幅に減少しました。



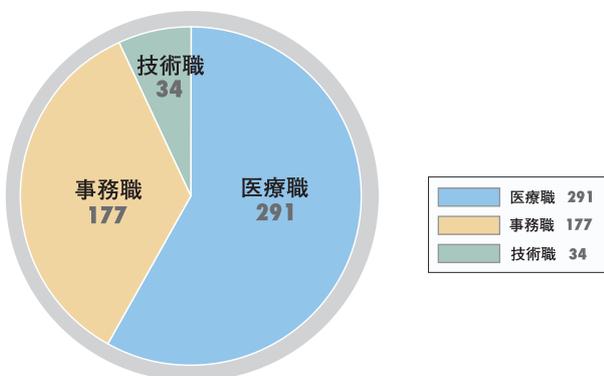
## 数字で見る日本赤十字社の国際活動

日本赤十字社による支援国及び 海外派遣要員数(2004年度～2008年度)





職種別派遣要員数 延べ人数 (2004~2008年度)



地震で母親を亡くした生後一ヶ月の乳児に救急治療を行う赤十字ボランティア (ハイチ)



サイクロンの直撃を受けた住宅 (バングラデシュ)





## 数字で見る日本赤十字社の国際活動



©日本赤十字社

日本赤十字社が実施する国際活動は、毎年12月にNHKの協力で行われる「NHK海外たすけあい」募金キャンペーンで寄せられた義援金、海外で発生した大規模災害や紛争に際して寄せられる救援金、そして本社や支部の社資を主な財源としています。平成20年度の日本赤十字社の国際活動にかかる支出額は82億円余となり、事業実施にあたっては、医師・看護師・

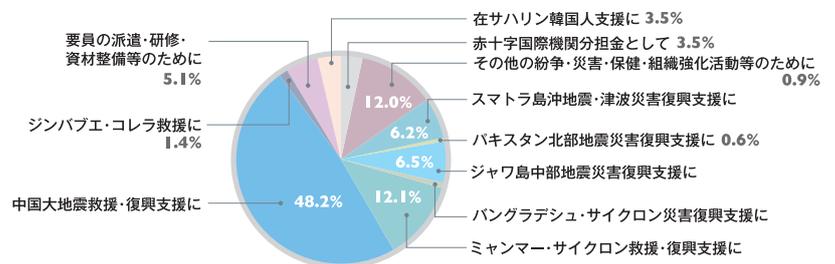
助産師などの医療要員及び事務・管理要員を12ヶ国に合計93人派遣しました。

2008年度の災害分野での活動として第一に挙げられるのは、同年5月に発生したミャンマー・サイクロンと中国大地震への救援及びその後の復興支援です。また、12月にはジンバブエで発生したコレラに対応するために、緊急対応ユニット(ERU)を派遣しました。その他、ス

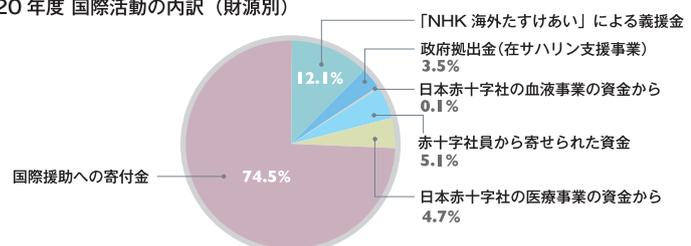
マトラ島沖地震・津波災害、パキスタン北部地震、に対する復興支援も継続して進めています。それに加え、災害による被害を軽減させるための災害対策事業も実施しています。

一方、保健衛生分野では2008年度はアフリカ地域を中心に、開発途上国の赤十字社が主体となって実施する事業を支援しました。

2008年度 国際活動の内訳 (支援分野別)



平成20年度 国際活動の内訳 (財源別)



©日本赤十字社

経口補水塩の使用方法を伝達する日本赤十字社のスタッフ

# 数字で見る国際赤十字 ■ 財源確保と会計システム

## 数字で見る国際赤十字: 財源確保と会計システム

赤十字国際委員会(ICRC)、国際赤十字・赤新月社連盟(連盟)、各国赤十字社・赤新月社では、それぞれ個別の財源確保と会計システムを持っています。

### 1. 赤十字国際委員会(ICRC)

ICRCの活動財源の大部分は、ジュネーブ条約締約国政府から拠出される資金を拠出所としています。(主に先進国政府が拠出。) 2008年のICRC総収入額は約11億3,938万スイスフラン(約1,025億円)

で、そのうちの約90%が、締約国政府及びヨーロッパ連合からの資金です。また、各国赤十字社・赤新月社が任意の拠出金を出しています。その総額は収入の約5%を占めました。総収入のほぼ85%が、ICRCが

世界中で展開する紛争犠牲者の保護・救援活動のための直接経費に使われました。またジュネーブのICRC本部の経費として使われた資金は全体の15%でした。

### 2. 国際赤十字・赤新月社連盟(連盟)

連盟の主な財源は、各国赤十字社・赤新月社からの分担金と緊急救援アピール(援助要請)等に応じて各国政府・赤十字社・赤新月社から拠出される任意拠出金です。

①分担金: 各国赤十字社・赤新月社から、その支払い能力や国連分担金を参考にして決められた比率に基づき支払われる義務的な拠出金です。連盟事務局、理事会等の運営管理にかかる経費として使わ

れています。

②アピールに応じて拠出される任意拠出金: 連盟では毎年、その年に実施する事業を発表し、各国の赤十字社・赤新月社等に対して資金協力を要請します(年次アピール)。一方、災害が発生するたびに、人的・物的・資金的協力を求めて「緊急救援アピール」が出されます。これらのアピールに応え、各国の赤十字社・赤新月社から任意に資金が拠

出されます。多くの部分は援助事業に使われます。また、一定の比率(6.5%、ないし7.5%)の額が、連盟のゾーン事務所・地域代表部等の事務局運営経費に使われています。

2008年の連盟の総収入額は約5億7,440万スイスフラン(約517億円)で、そのうちの約94%が各国赤十字社・赤新月社からの分担金、6%が任意拠出金です。

### 3. 各国赤十字社・赤新月社

各国赤十字社・赤新月社の財源確保の方法は、それぞれの国情を反映して実にさまざまです。

主な財源は個人や企業からの寄付金による場合が一般的です。例えば、英国赤十字社は個人・企業からの寄付金や遺産寄贈により国内事業資金の70%近くの収入を

得ています。一方で、アフガニスタン赤新月社のように独自の財源確保が難しい社は、連盟とICRCからの支援金で、活動のすべてをまかっています。

その他の財源確保の方法として、投資、バザー、腕相撲大会等のチャリティー事業、宝くじ、中古衣類

販売、建物の賃貸、各種有料講習会、赤十字切手の販売、赤十字メンバーからの社費(会費)などがあります。

北欧を中心としたヨーロッパの赤十字社の場合、国際活動資金の多くは、政府及びECHO(ヨーロッパ連合人道局)から拠出されています。

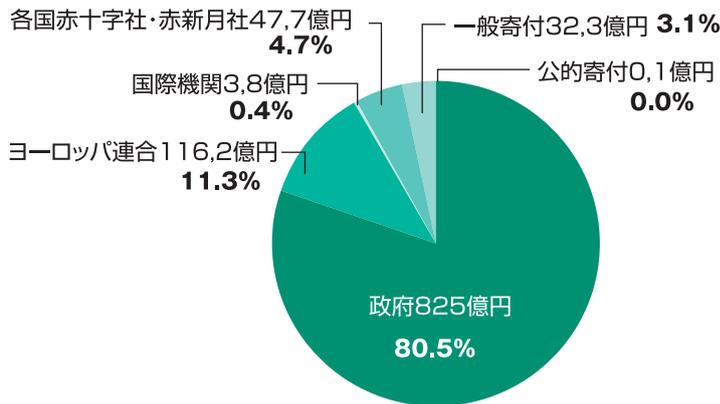


# 数字で見る国際赤十字

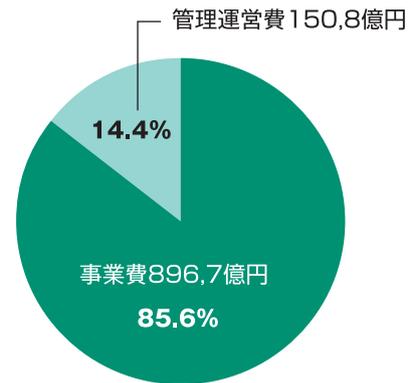
## ■ 財源確保と会計システム

赤十字国際委員会 (ICRC) 2008 年

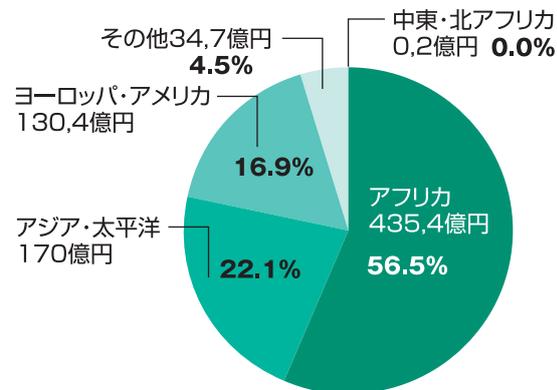
歳入：1025 億円



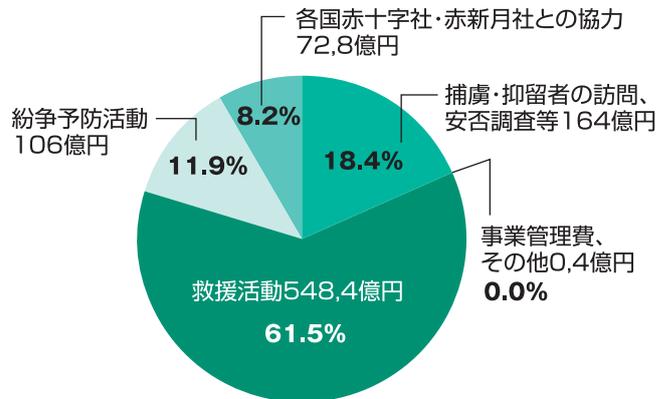
歳出：1046.5 億円



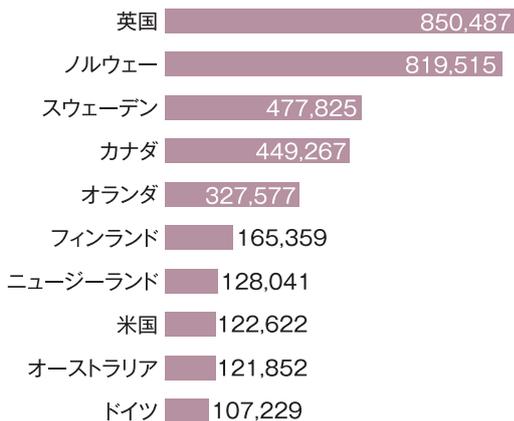
事業費地域別内訳



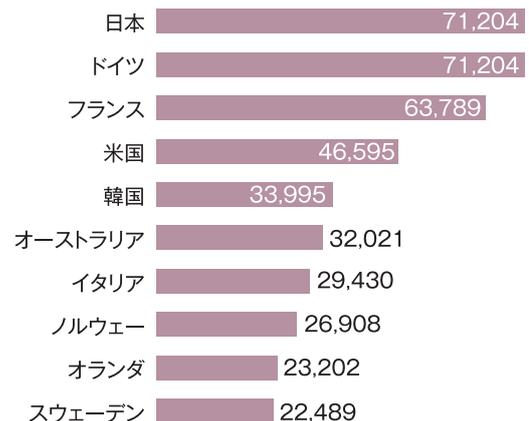
事業費分野別内訳



各国赤十字社・赤新月社による ICRC の紛争救援事業への貢献 (単位: 千円)



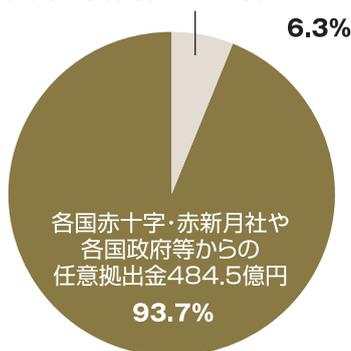
主要赤十字社・赤新月社の ICRC 本部予算への任意拠出金 (単位: 千円)



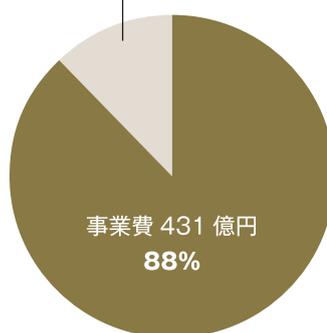
## 国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）2008年

歳入：517億円

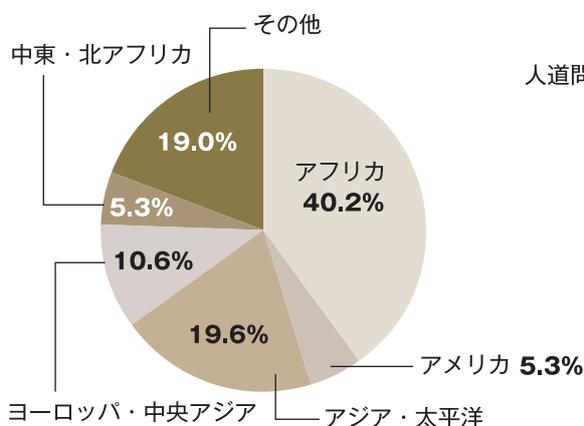
各国赤十字・赤新月社からの分担金32.5億円



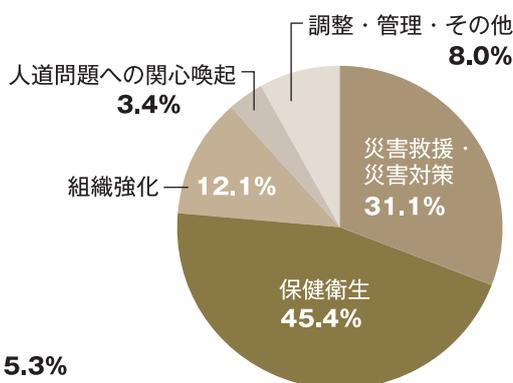
歳出：489.8億円

管理運営費  
58.8億円 12%

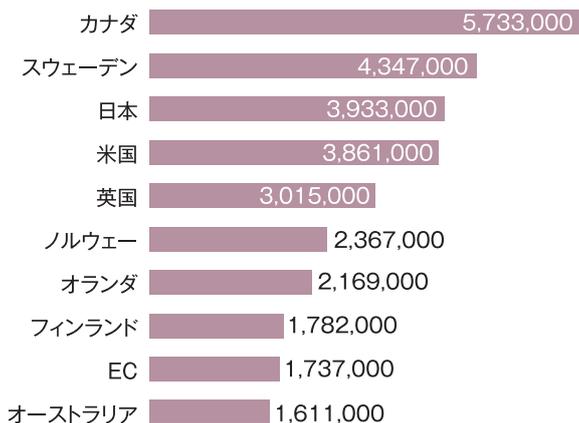
## 事業費地域別内訳



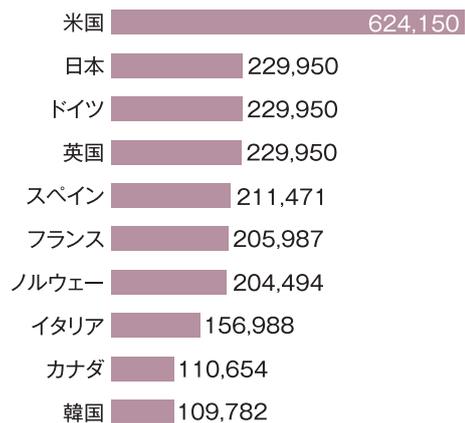
## 事業費分野別内訳



## 各国赤十字社・赤新月社による災害・保健衛生・組織強化事業等への貢献 [連盟を経由した資金協力] (単位:千円)



## 主要赤十字社・赤新月社の連盟に対する分担金 (単位:千円)



※1フラン=90円で算出

	承認年	ボランティア 社員 (名)	職員数	事業規模 〔単位千 円〕	災害救護	保健衛生 ・救急法	社会福祉 事業	赤十字 青少年	病院経営	血液事業	看護師養成
1 ベルギー	1864	23,282	2,134	283,200	○	○	○	○		○	
2 イタリア	1864	201,483	3,025	239,700	○	○	○	○		△	
3 スウェーデン	1865	318,000	635	127,000	○	○	○	○			
4 ノルウェー	1865	225,000	432	225,000	○	○	○	○			
5 スイス	1866	350,000	4,000	500,000	○	○	○	○		○	
6 オーストリア	1867	729,000	4,000	440,000	○	○	○	○		○	
7 トルコ	1868	395,000	2,028	118,000	○	○	○	○	△	○	○
8 オランダ	1868	800,000	395	95,000	○	○	○	○		△	
9 英国	1870	46,674	2,923	352,400	○	○	○				
10 デンマーク	1876	99,000	155	n.a.	○	○	○	○			
11 ルーマニア	1876	236,212	124	1,800	○	○	○	○		△	○
12 ギリシャ	1877	11,559	593	17,800	○	○	○	○			
13 ヘルレー	1880	53,000	24	997	○	○	○	○			
14 アルゼンチン	1882	10,100	1,578	5,900	○	○					○
15 ハンガリー	1882	357,743	539	21,700	○	○	○	○		△	
16 米国	1882	1,170,000	35,720	4,100,000	○	○	○		△	○	
17 ブルガリア	1885	164,385	400	1,100	○	○	○	○		△	
18 ボルトガル	1887	6,400	716	9,500		○	○	○			
19 日本	1887	※④13,369,888	57,876	12,050,000	○	○	○	○	○	○	○
20 スペイン	1893	812,409	7,136	462,900	○	○	○	○			
21 ベネズエラ	1896	5,000	1,500	2,000	○	○	○	○	○	△	○
22 ウルグアイ	1900	1,000	16	n.a.	○	○	○	○	△		
23 南アフリカ	1900	10,139	166	4,000	○	○					
24 フランス	1907	60,000	15,000	957,000	○	○	○	○	○		○
25 チリ	1909	21,780	31	357	○	○			△	△	
26 キューバ	1909	22,400	372	504	○	○	○	○			
27 メキシコ	1912	24,444	5,796	53,800	○	○					
28 中国	1912	19,700,000	4,000	14,000	○	○	○	○	△	○	
29 ブラジル	1912	n.a.	19	n.a.	○	○	○	○			○
30 ルクセンブルグ	1914	3,000	401	41,000	○	○	○	○	△	△	
31 ボーランド	1919	510,962	2,753	34,300	○	○	○	○		△	
32 フィンランド	1920	100,000	1,353	162,000	○	○	○	○		○	
33 タイ	1920	440,739	7,104	47,500	○	○	○	○	○	○	○
34 ロシア	1921	775,000	1,499	4,900	○	○	○	○		△	
35 コスタリカ	1922	7,146	713	4,100	○	○	○	○	△		
36 コロンビア	1922	64,000	1,800	17,000	○	○	○	○	○	△	
37 パラグアイ	1922	590	385	2,800	○	○	○	○	○		
38 エストニア	1922	8,000	43	800	○	○	○	○		△	
39 ボリビア	1923	950	148	2,100	○	○				△	
40 ラトビア	1923	25,000	134	n.a.		○	○	○		△	
41 エクアドル	1923	4,696	413	4,800	○	○	○	○		○	
42 アルバニア	1923	59,000	50	1,980	○	○	○	○		△	
43 グアテマラ	1923	600	80	1,500	○	○				△	
44 リトアニア	1923	8,557	74	1,100	○	○	○	○			
45 エジプト	1924	27,000	2,500	1,500	○	○	○	○	△	○	
46 パナマ	1924	2,752	65	1,200	○	○					
47 イラン	1924	2,200,000	6,929	n.a.	○	○	○	○	○		
48 アイスランド	1925	18,200	53	2,900	○	○	○	○			
49 エルサルバドル	1925	26,140	480	3,900	○	○				△	
50 カナダ	1927	n.a.	6,800	237,000	○	○					
51 ドミニカ共和国	1927	9,000	241	1,700	○	○		○		△	
52 オーストラリア	1927	129,075	920	247,600	○	○	○	○		○	
53 インド	1929	12,000,000	505	8,200	○	○	○	○	△	○	
54 ニューゼaland	1932	9,400	220	8,900	○		○				
55 イラク	1934	5,000	500	5,400	○	○		○	○		
56 ニカラグア	1934	2,800	344	2,700	○	○	○	○	△	△	
57 ハイチ	1935	5,000	113	399	○					△	
58 エチオピア	1935	815,827	1,011	2,400	○			○	△	○	
59 ホンジュラス	1938	3,000	258	3,100	○	○					
60 ミャンマー	1939	258,859	62	622	○	○					
61 アイルランド	1939	2,300	15	9,300	○	○	○	○		△	
62 リヒテンシュタイン	1945	1,648	15	n.a.	○	○	○	○		△	
63 シリア	1946	1,000	8	n.a.	○	○	○	○			
64 レバノン	1947	7,000	200	7,100	○	○	○	○	△	○	○
65 フィリピン	1947	7,000,000	277	8,800	○	○	○	○		○	
66 モナコ	1948	501	45	4,500	○	○	○	○			
67 パキスタン	1948	359,000	948	1,760	○	○			△	○	
68 ヨルダン	1948	1,400,000	266	2,130	○	○	○	○		○	
69 インドネシア	1950	851,500	2,815	567	○	○	○	○	○	○	
70 サンマリノ	1950	1,554	0	n.a.							
71 スリランカ	1952	128,011	84	280	○	○			△	△	
72 ドイツ	1952	4,700,000	50,000	6,600,000	○	○	○	○	○	○	
73 アフガニスタン	1954	10,000	1,200	n.a.	○	○		○	△		
74 大韓民国	1955	6,900,000	2,687	424,000	○	○	○	○	○	○	
75 朝鮮民主主義人民共和国	1956	1,100,000	213	850	○	○	○	○			
76 ラオス	1957	5,500	184	2,800	○	○		○		○	
77 チュニジア	1957	100,000	20	250	○	○	○	○		△	
78 スーダン	1957	400,000	350	1,600	○	○					
79 ベトナム	1957	4,700,000	1,500	12,800	○	○	○	○			
80 モロッコ	1958	56,200	55	860	○	○	○	○	△	△	
81 リビア	1958	10,200	280	n.a.	○	○		○	△	△	
82 ガーナ	1959	71,352	53	540	○	○	○	○			
83 リベリア	1959	3,500	55	214	○	○			△		
84 モンゴル	1959	12,350	190	616	○	○	○	○		△	
85 カンボジア	1960	22,888	317	2,800	○	○		○	△		
86 ナイジェリア	1961	600,000	300	2,380	○	○	○	○	△	△	
87 トーゴ	1961	8,000	34	788	○	○				△	
88 シエラレオネ	1962	5,872	145	1,200	○	○	○	○	△	△	
89 ブルキナファソ	1962	7,500	97	1,500	○	○			△	△	
90 コンゴ民主共和国(旧ザイール)	1963	85,000	n.a.	318	○	○			△		
91 マレーシア	1963	278,170	156	1,200	○	○		○		△	
92 アルジェリア	1963	25,000	120	17,000		○	○				
93 カメルーン	1963	30,524	35	268,000	○	○	○	○	△		

※① ○=[病院]を経営している。 △=診療所、保健所、移動診療サービスを実施している。

※② ○=献血者募集から、医療機関への供給まで行っている。 △=献血者募集など、一部のみ実施している。

※③ ○=正規の資格を得る看護師を養成している。 △=診療の助手などを養成する講習会などを実施している。

※④ 日本赤十字社の活動に賛同し年額500円以上の社費をくださる社員(メンバー)1,129万人と活動を支えるボランティア208万人(2009年7月現在)。

n.a. データなし

	承認年	ボランティア 社員(含学生)	職員数	事業規模 (単位千 USドル)	災害救援	保健衛生 ・救急法	社会福祉 事業	赤十字 青少年	病院経営	血液事業	看護師養成
94	コートジボワール	1963	7,000	36	3,000	○	○	○	△		
95	サウジアラビア	1963	1,000	3,000	10,100	○	○		△		
96	セネガル	1963	71,000	106	354	○	○	○	△		
97	タンザニア	1963	6,500	470	9,750	○	○	○			
98	トリニダード・トバゴ	1963	1,300	15	1,500	○	○	○			
99	ブルンジ	1963	46,000	54	78	○	○	○			
100	ベナン	1963	12,670	41	6,700	○	○	○	△	○	
101	マダガスカル	1963	5,000	9	n.a.	○	○	○			
102	ネパール	1964	788,637	745	4,800	○	○	○		○	
103	ジャマイカ	1964	21,000	19	471	○	○	○	△		
104	ウガンダ	1965	150,000	129	5,500	○	○	○		△	
105	ニジェール	1965	10,000	53	198	○	○	○			
106	ケニア	1966	69,000	40	893	○	○			△	
107	ザンビア	1966	12,878	84	400	○	○	○			
108	マリ	1967	n.a.	20	128	○	○	○	△	△	△
109	クウェート	1968	4,508	53	n.a.	○	○	○			
110	ガイアナ	1968	950	33	91	○	○	○			
111	ソマリア	1969	5,800	408	5,200		○				
112	ボツワナ	1970	3,350	51	441	○	○	○		△	
113	マラウイ	1970	30,000	80	500	○	○	○		△	
114	レソト	1971	20,000	69	267	○	○	○	△	○	
115	バーレーン	1972	7,000	35	2,700	○	○	○			
116	モリタニア	1973	4,000	20	45	○	○	○			
117	シンガポール	1973	6,863	89	2,600	○	○	○		△	
118	バングラデシュ	1973	300,000	1,927	2,300	○	○	○	○	○	
119	フィジー	1973	500	20	875	○	○	○		△	
120	中央アフリカ	1973	10,000	42	133	○	○	○		△	
121	ガンビア	1974	25,000	33	192	○	○	○	△	△	
122	コンゴ共和国	1976	13,000	7	n.a.	○	○		△		
123	バハマ	1976	1,480	9	749	○	○	○			
124	バブアニューギニア	1977	610	27	452	○	○	○		△	
125	モリシャス	1977	750	17	n.a.	○	○				△
126	スワジランド	1979	n.a.	n.a.	n.a.	○	○	○			
127	トンガ	1981	300	22	68	○	○	○		△	
128	カタール	1981	50	76	2,600	○	○	○		△	△
129	イエメン	1982	3,777	300	34	○	○	○	△	△	
130	ルワンダ	1982	50,000	80	1,000	○	○	○			
131	ジンバブエ	1983	39,000	65	1,800	○	○	○			
132	ベリーズ	1984	1,200	18	276	○	○	○			
133	サモア	1984	400	3	91	○	○	○		△	
134	バルバドス	1984	550	13	363	○	○	○			
135	カーボベルデ	1985	1,500	105	860	○	○	○		△	
136	サントメ・プリンシペ	1985	200	10	298		○	○	△		
137	ギニアビサウ	1986	675	11	69	○	○	○			
138	アラブ首長国連邦	1986	300	105	98,000		○	○			
139	セントルシア	1986	750	4	99	○	○	○			
140	ギニア	1986	12,000	29	200		○	○			
141	アンゴラ	1986	20,000	193	1,400	○	○	○			
142	スリナム	1986	3,100	28	444	○	○	○		○	
143	ジブチ	1986	n.a.	n.a.	n.a.						
144	グレナダ	1987	1,950	7	104	○	○	○			
145	チャド	1988	22,215	22	271	○	○				
146	モザンビーク	1988	74,400	211	6,300	○	○	○			
147	ドミニカ	1989	660	5	219	○	○	○			
148	セントビンセントおよびグレナディーン諸島	1989	2,166	4	38	○	○	○			
149	ソロモン諸島	1991	1,000	21	105	○	○	○		△	
150	セイシェル	1992	550	2	84	○	○			△	
151	セントクリストファー・ネイビス	1992	350	3	100	○	○	○			
152	アンティグア・バーブーダ	1992	865	6	59	○	○				
153	ナミビア	1993	4,000	180	1,800	○	○	○			
154	スロバキア	1993	142,000	114	5,000	○	○	○		△	
155	チェコ	1993	108,348	211	5,100	○	○	○		△	
156	スロベニア	1993	326,940	124	12,100	○	○	○		△	
157	クロアチア	1993	347,664	550	1,600	○	○	○		△	
158	ウクライナ	1993	1,500,000	3,408	4,700	○	○	○	△		
159	バヌアツ	1993	2,200	7	135	○	○	○		△	
160	マルタ	1993	n.a.	n.a.	n.a.	○	○	○			
161	アンドラ	1994	1,500	29	1,150		○	○			
162	赤道ギニア	1994	4,100	39	179		○	○			
163	トルクメニスタン	1995	38,760	75	538	○					
164	ウズベキスタン	1995	213,700	721	n.a.	○	○	○	△		
165	アルメニア	1995	7,733	146	1,050	○	○	○			
166	アゼルバイジャン	1995	139,000	310	637	○	○	○			
167	ベラルーシ	1995	1,600,000	449	215	○	○	○			
168	マケドニア(旧ユーゴ)	1995	150,000	125	1,300	○	○	○		△	
169	ブルネイ	1996	3,000	0	n.a.			○			
170	キルギスタン	1997	1,000	250	68	○	○	○			
171	キリバス	1997	3,200	3	26	○	○	○			
172	パラオ	1997	400	4	55	○	○			△	
173	タジキスタン	1997	4,923	129	13,900	○	○				
174	グルジア	1997	47,680	747	502	○	○	○			
175	ガボン	1999	2,500	14	58	○	○				
176	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2001	226,760	9	n.a.	○	○	○		△	
177	モルドバ	2001	93,600	81	18	○	○	○	○	△	
178	クック諸島	2002	200	2	56	○	○	○		△	
179	カザフスタン	2003	430,255	129	172	○	○	○	○	△	
180	ミクロネシア	2003	1,421	5	228	○	○	○			
181	コモロ	2005	6,000	n.a.	n.a.	○	○				
182	東ティモール	2005	10,000	45	n.a.	○	○	○			
183	パレスチナ	2006	20,000	3,364	n.a.	○	○	○	○		
184	イスラエル	2006	7,200	1,300	119,000	○	○	○	△	○	
185	セルビア	2006	n.a.	n.a.	n.a.	○	○	○		△	
186	モンテネグロ	2006	n.a.	n.a.	n.a.	○	○	○			

2003年3月末現在(日本を除く)

発行日

2010年1月

発行元

日本赤十字社

〒105-8521 東京都港区芝1丁目1番3号

TEL. 03-3438-1311 FAX. 03-3435-8509

日本赤十字社：[www.jrc.or.jp](http://www.jrc.or.jp)

赤十字国際委員会：[www.icrc.org](http://www.icrc.org)

国際赤十字・赤新月社連盟：[www.ifrc.org](http://www.ifrc.org)